

たい、このことをお願いをしておきます。まず、民主党の修正案の大手なポイントであるので、先回の確認質問について再度確認をしたい。中期目標、中期計画について再度確認をしたい。中期目標、中期計画について再は、その実際上の作成主体は国立大学法人と解され、またその原案に何らかの変更を加える場合はその理由を公表するとの答弁について改めて確認をする。

○国務大臣(遠山敦子君) 中期目標につきましては、高等教育全体の在り方や財政上の観点等から、文部科学大臣もかかわって、両者が十分に意思疎通を図りつつ協力をして中期目標を形成していく仕組みといたしております。同時に、文部科学大臣に対して大学の意見、すなわち原案への配慮を法律上義務付けていることなどから、中期目標の実際上の作成主体は国立大学法人とも解されるものであります。

中期目標に関する国立大学法人の原案への配慮義務を規定いたしました国立大学法人法案第三十条第三項は、教育研究の特性への配慮を定めた第三条と相まって、国立大学法人が作成する原案を最大限尊重するという趣旨であるというふうに考えております。

○佐藤泰介君 是非、今のお答えのように運用を

図つていただきたいと思います。本委員会で未定稿の、何ですか、資料が相当この委員会で議論になりました。今の答弁で、原案を作る主体は国立大学法人である、協力して作つていくんだという内容の答弁だったと思いますが、原案が作られて、中期目標、中期計画に移行、そのプロセスはいいんですけど、原案を作れる前の段階で万が一有形無形の指示、圧力が作成段階において大学に掛けられるということがあれば、幾ら大学が原案を作る主体だといいえども、その前の段階で、今回のあの準備作業の資料は直接言いませんけれども、かなりあの資料で問題があり、いろんな質問があり、正直申し上げて文科省の方もかなり答弁が揺れ動いたというその経過があると思います。したがって、今、大臣の答

弁は了といたしますけれども、その原案作成の前段階でいろんな指示だとか有形無形の圧力が加わっては、私はちょっとその点が心配です。したがって、その点についても若干付け加えてのお答えがいただければと。

原案はあくまで大学の自由な発想によって行わるべきであると、このように私は考えますので、是非、今、大臣が答弁されたところは、三条規定にしつかり配慮してそのようなプロセスで作られるべきであると、このように私は考えますのに思いますが、どうですか。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 大学からいろいろな相談があつた場合に相談に応ずるということはございましても、御指摘のような圧力といったようなことはないようになります。

○佐藤泰介君 準備作業とかかわって、この点はかなり議論がされ、多くの疑念も表された部分でござりますので、今後、法人成立以降あるいは成り立てる準備に向けての段階でも十分に大学の意向を尊重されて、窓口相談というんですか、行っていただきたいというふうに思います。

次に、評価制度について、これも前回の再確認をさせていただきたい。

国立大学法人評価と認証評価は、定量的な評価を過度に重視することなく定性的な評価で各大学の個性を十分に踏まえた評価が不可欠である。そして、評価慣習を回避するために自己点検・評価などの既存の資料を十分に活用する、この点について、評価慣習を回避するために自己点検・評価慣習が不可欠である。そのためには、評価する側が一方的に行うのではなくて、大学の意見をよく聴きながら行なうことが重要であると考えております。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 評価におきまして

る前に評価委員会及び大学評価・学位授与機構がその結果を大学側に示し、示したものに対して大学側が反論する機会を保障することなど、評価する側とされる側の間に健全な緊張関係が必要である。

我が国の大学評価制度が未成熟であることは評価の中でも繰り返されてきたことであり、未成熟な中で行われる評価の結果がその大学への資源配分に影響を及ぼすとなれば、一方的、一面的な評価とならないよう二重三重の工夫が必要である。

既に行われている大学評価・学位授与機構による試行的な評価においても、評価制度の信頼性向上に向け各大学からの意見、反論を聞き、それを評価制度の改善に結び付けようと努力が続けられている。こうしたやり取りは、公表されることで国立大学に対する社会的な意識、関心を高めることに少なからぬ効果があるものと考える。

国立大学法人法に基づく評価においてもこのよ

うな姿勢で臨むべきと考えるが、評価の過程において大学の意見表明の機会を付与する仕組みを法令上明記することについて文部科学省に確認する。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 御指摘のよう、公正性、透明性を確保しつつ適切な評価を行なうためには、評価する側が一方的に行うのではなくて、大学の意見をよく聴きながら行なうことが重要であると考えております。

○佐藤泰介君 大変重要な部分であると同時にまだ評価制度について未成熟だということは、皆さん方も含めて、委員の共有するこれからの課題だということはこの委員会でもおおむね確認ができます。

○佐藤泰介君 ただ重要な部分であると同時にまだ評価制度について未成熟だということは、皆さん方も含めて、委員の共有するこれからの課題だということはこの委員会でもおおむね確認ができます。

○佐藤泰介君 そのため、国立大学法人評価委員会が国立大学法人の業績全体の評価を行う場合、あるいは大学評価・学位授与機構が評価委員会の要請を受けて教育研究面の評価を行う場合のそれぞれにおきまして、大学からの意見申立ての機会を付与する旨の規定を法令で整備することを予定しているところでございます。

○佐藤泰介君 今の御答弁からすると、民主党がこの法案に対して提出させていただきます修正案では、評価委員会は、国立大学法人等の各事業年度及び中期目標に係る業務の実績に関する評価を行なうに当たっては、当該評価に係る国立大学法人

等に対してもあらかじめの意見の申立ての機会を付与しなければならないものとする、このような項目を入れさせていただいております。

この点について、今後、評価結果が確定する前に、今の答弁は、こうした趣旨を踏まえてとは言われないかもしれません、法令できちつとその意見の申立て機会を付与すると、評価結果が確定する前に意見の申立て機会を付与すると、このよう理解させていただきますが、再度確認をさせたいと思います。

○副大臣(河村建夫君) 大学評価におきましては、一方的な評価を行うものではなくて、評価する側とされる側、やっぱり双方向でやり取りをし

ながら評価の適正が期されていかなきやいかぬ重

要なことであろうと思つております。正に御指

摘とのおりでありますから、評価に関する大学か

らの事前の意見申立ての機会の付与については

ちつと対応していきたいと、このように考えてお

ります。

○佐藤泰介君 大変重要な部分であると同時にまだ評価制度について未成熟だということは、皆さん方も含めて、委員の共有するこれからの課題だということはこの委員会でもおおむね確認ができます。

○佐藤泰介君 ただ重要な部分であると同時にまだ評価制度について未成熟だということは、

皆さん方も含めて、委員の共有するこれからの課題だということはこの委員会でもおおむね確認ができます。

○佐藤泰介君 そのため、国立大学法人評価委員会が国立大学

法人の業績全体の評価を行う場合、あるいは大学

評価・学位授与機構が評価委員会の要請を受けて

教育研究面の評価を行う場合のそれぞれにおきま

して、大学からの意見申立ての機会を付与する旨

の規定を法令で整備することを予定しているこ

とでございます。

○佐藤泰介君 今の御答弁からすると、民主党が

この法案に対して提出させていただきます修正案

では、評価委員会は、国立大学法人等の各事業年

度及び中期目標に係る業務の実績に関する評価を

法人法に基づく評価に関しては、評価体制、評価

委員の構成などが法律上に明記されていない。法

も、一般的には、中期目標、中期計画に記載される主要な事務事業程度のものを想定しております、これには大学本体や学部等の具体的な組織そのものは含まれないと考えております。

次に、勧告の手続についてでございますが、詳細な手続は今後、法案第三条の規定の趣旨及び国立大学法人評価委員会の評価手法などを踏まえつつ検討していくことになりますが、その概略につきましては、総務省の評価委員会が国立大学法人評価委員会から毎年度通知された評価結果を基に検討を行い、必要と認められる場合には中期目標期間終了時に文部科学大臣に対して勧告を行うことになるものであります。

その勧告の内容としては、例えば国立大学法人

評価委員会の意見が当該事務事業に係る国立大学

法人の中期目標、中期計画の見直しに反映されて

いないときなどにおいて、国立大学法人評価委員

会の意見に即した事務事業の見直しが行われるベ

きことなどについて文部科学大臣に勧告すること

などが考えられます。

なお、勧告を受ける対象は文部科学大臣のみで

ございまして、国立大学法人が直接勧告を受ける

ことはございません。

また、総務省の評価委員会が勧告を行うに當

たっては、法案第三条の規定の趣旨を踏まえ、必

要な資料等の提出等の依頼は直接大学に対して行

うのではなく、文部科学大臣に対して行うことと

することを検討中でございます。

勧告に対する反論の機会ということをございま

すが、勧告を受けた文部科学大臣は、その内容も

踏まえて法人の業務全般について検討を行うこと

となります。ただし、勧告の検討の過程では、國立大学法人、文部科学大臣及び國立大

学法人評価委員会の見解を伺うような手続を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○佐藤泰介君 大分整理が、これまでの答弁に

れば大分整理をされてきたなという感じがいたし

ますが、一点だけ。

六月二十六日の総務省答弁ですが、総務省が独

自の評価調査を行うということを答弁されたと思

いますが、今の総務省の答弁ですと、その部分が

読み取れるところが、聞き取れるところがないよ

うに思いますけれども、総務省のあくまで独自の

評価調査は文部科学大臣に対してのみ行うんだと

いうふうに理解させていただいていいのか。そし

て、それを受けた文部科学大臣はあくまで文部科

学大臣の判断で行うんであるから、勧告に対する

反論権等は特段の制度は設けられていないといっ

く国立大学評価法人あるいは文部科学省と相談し

てまいりたいと思っております。

○佐藤泰介君 私の言つたことと今の答弁ではか

なり違ひがあるんですか。それで、あくまで最終

的な結びは法案第三条の規定の趣旨を踏まえると

いうことであるとすると、総務省の評価は勧

告の場合と年度評価、検討中だという話もありま

したが、あくまでこれについては文部科学大臣に

行うと、このように理解してよいかということに

ついて今答えられたわけですから、それは違

う部分があるんでしようか。

○政府参考人(田村政志君) 今、ただいま申し上

げましたように、国立大学法人の評価委員会にお

ける一次評価の方式等が決まっておりませんの

で、断定的に申すと恐縮でございますが、同じ

というところを直ちに申し上げるところには至つ

ておりませんが、基本的な考え方としては勧告と

同じような取扱いをする方向で進んでまいりたい

というふうに考えております。

○佐藤泰介君 ということは、検討中ではある

が、私が申し上げたような方向で進んでいると、

こう理解していいんですね。

○政府参考人(田村政志君) ただいま申し上げま

したように、勧告の場合と同様、直接大学に対し

て請求しないという考え方で進んでいくと、こう

いうことでございます。勧告と同じ取扱いをした

いということで考えているということでございま

す。

○佐藤泰介君 この部分についてはかなり議論を

深めてきて、総務省としては文部科学大臣のみ行

程です、どうですか。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 私どもは、総務省

の評価委員会から直接国立大学に対して資料の請

うんだということが明らかにされているように思

うんですけども、微妙に言い回しがぶれるんで

ございますけれども、その使い分けとして、年度

等も定まっておりませんので、基本的に考えて

いるということです。

○佐藤泰介君 大分整理が、これまでの答弁に

れば大分整理をされてきたなという感じがいたし

ますが、一点だけ。

六月二十六日の総務省答弁ですが、総務省が独

自の評価調査を行つておられます。

現在、まだ一次評価の方式、国立大学法人等に

ついて、評価委員会におきまして一次評価の方針

の提供を国立大学法人等に対して直接要請するこ

とは考えておりません。

○佐藤泰介君 ということは、はつきり区分けすることは大変難しいということですね。そうすると、教育研究評議会が教育研究の方向性を審議する、が中心だということは私も分りますが、そこでそれにかかる予算等について教育研究評議会はタッチができないんだということになると、これは私は問題だというふうに思うわけですよ。

したがつて、峻別ができない部分がたくさんあるのでいろいろこう重なり合つてきて、それは最終決定は学長が判断されるのかどうかになるんだろうと思いますけれども、最初からは、この部分だけをこの部分だけをということではないですね。それの機関がやっぱり広く全体的な議論をして、それは最終的に決定していくプロセスはまた作られるんでしょうけれども、この部分に口を出してはいかぬ、この機関はここだけというようことはできにくい。お互いに連携を取つて、教育研究評議会も予算面についても当然審議できるという御答弁と理解していいですか。

○副大臣(河村建夫君) 委員の御指摘のとおり、それぞれの協議会、評議会、それぞれの立場から十分な議論をしていただき、その両機関が連携をきっちり取り合つて、そして学長が最終的にその大学にとって良き方向というのを見いだしていただくという方向になるというふうに思つております。

○国務大臣(遠山敦子君) 国立大学法人におきま

しては、今答弁にもありましたように、教育研究評議会が教育研究面、それから経営協議会が経営面を審議することとなつてあるわけでございますが、教育研究評議会は、各学部あるいは研究科の研究科の教育研究に関する重要な事項を審議するものでございます。その中でそれに要する予算、支出についても議論することがあり得るわけでございます。その場合には、経営協議会は教育研究評議会の議論をも踏まえて予算、特に支出面について審議するわけでございまして、学内の意思形成に当たつて弹力的に調整できる、そういうシステムになつてあるわけでございます。このような調整といいますものは正に各大学において行われるものでございまして、こうした大学の自主的な取組に文部科学省が関与することはないわけでございます。

○佐藤泰介君 大学と文科省の関係は法人化しても從来と変わらない、そういうこといろいろ口に出さないと。一層口出さない、法人化することによって一層口出さないと。それぞれの大学で決定されたり調整されたことについては文部科学省が関与しないと。それぞれ、文科省も、この法人化に当たつて文科省自身も変わる必要があるというような声もこの委員会で出されたと思いますので、それぞれがそれぞれの立場により良き大学を作り上げていくというふうに理解をさせていただきます。

○佐藤泰介君 じゃ次に、中期目標などに関して、経営と教育研究双方にかかる事項を学内で検討、調整をするために様々な取組が行われ、また内部組織の彈力的な設計などが行われることが考えられる。今の御答弁からしてもそうだと思います。このようなことについて文部科学省が関与することはあるのか、この点について伺う。また、学内の審議機関などにおける審議事項、審議内容について文部科学大臣が言及、干渉することがあるのか、こういった点について伺います。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 法人化後の国立大

学校におきましても、学校教育法第五十九条の規定に基づきまして教授会が置かれるということは、やはりがないわけでございます。教授会におきましては、教育研究評議会が教育研究面、それから経営協議会が経営面を審議することとなつてあるわけでございますが、教育研究評議会は、各学部あるいは研究科の研究科の教育研究に関する重要な事項を審議するものでございまして、そうした事項を審議する中で予算や組織編制など経営的な事項について議論することもあるというふうに考えておるわけでございます。

○佐藤泰介君 教授会の役割はこれまでと変わりがない、役割や権限は変わりがないと。そして、きちっと五十九条の規定により置かれて、余りこの法案の中に教授会というのは触れられていないんですよね。ほほこれまでと変わりがないというふうに今答弁されたと理解していいですか。

○政府参考人(遠藤純一郎君) そのとおりでございます。

○佐藤泰介君 各種審議会の在り方について国立大学評価委員会による評価の対象とすることにより、当該大学に不利益を及ぼすことがあつてはならないと考える。今、教授会は従来と変わりがない、そうした役割を果たしていく権限も変わりがない。そういうことが評価委員会で逆評価をされて不利益を及ぼすことがあつてはならないと考えますが、そういうこともないとということですね。確認をします。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 国立大学の法人評価でございますけれども、中期目標、中期計画に記載されました事項につきまして、その達成状況を評価するというものでございます。教授会を始め各種審議機関の在り方につきましては、中期目標、中期計画の必須記載事項といたしましては、中期目標と考えられますので、これらの事項が国立大学法人の中期目標、中期計画に記載されていない限り直接の評価対象となることはないと、こう考えております。

○佐藤泰介君 次に、理事及び監事の人選、任命

変わりがないわけでございます。教授会におきましては、引き続き当該教授会が置かれている学部や研究科の教育研究に関する重要な事項を審議するものでございまして、そうした事項を審議する中で予算や組織編制など経営的な事項について議論することもあるというふうに考えておるわけでございます。

○副大臣(河村建夫君) 監事の具体的なイメージでありますけれども、これ二名ということになりますが、一名は会計監査に精通した者、もう一名は当該大学の行う業務に精通した者というふうに考えられるわけでございます。

法人の適正な業務運営を確保するために運営状況の監査を行うというのが監事の職務の性格でございますが、また国立大学法人が国の財源措置を前提としているということから勘案をいたしまして、その任命は大臣が行うということは適当であると考えておるところでございます。そして、監事の任命は大臣が行うということは適当であると考えておるところでございます。そして、監事の任命は大臣が行うということは適当であると考えておるところではございますが、もちろん各方面の意見を聽く中で、その中で大学の意向も聞くということになるうと思いますが、これを反映するということになるうと思いますが、これ反映するということもありますが、ただ、これは監事の立場でありますから、中立的な立場を取れる人でなきやいかぬわけでありまして、大学が推薦する人がそのまま望ましいかどうかと、いうこともございますので、意見は十分聴きながらも、そうした監事の性格を考えて、今のイメージに沿つた形で任命をしていくという方向だと思います。

また、理事につきましては、基本的には現在の副学長や学長補佐などのように全学的視点から学長を補佐する者を想定をしておるところでございまして、学外理事には、経済界や私学関係者あるいは高度専門職業人など、広く学外有識者の登用を期待をいたしておりますところでございます。こうした理事の任命に当たつて学長は、これは責任を持つて自ら行うということになつておるわけでございまして、それに対して文部科学省が学長の意に反して理事を割り振るというようなことは全くあり得ないと、このように考えております。

○佐藤泰介君 理事の任命に当たっては大学の意向を伺い、それを反映することも考えられるという部分の答弁がありましたが、やっぱり一人は会計に精通した者、一つは業務に精通した方などともやはり大学側の意向を私は十分に反映する必要があるうというふうに思います。大学側の意向を反映することが中立でなくなるということでは私はないというふうに思いますので。

一人は全く会計の者でしよう。もう一人は業務に精通した者ということになれば、ある程度の大學生の意向といいますか、そうした意向を監事の任命に当たってはやっぱり尊重されでしかるべきではないかと、このように思いますので、そこは中立ですからここからここといつてこう、一名の方は全く別なんですから、もう一名の方はやっぱり大学の意向をある程度反映される、そういう配慮をするべきであるというふうに思います。どうですか。

○副大臣(河村建夫君) 大学の業務について十分精通した人と、こういうイメージでございますから、その中で適任者を選んでいく中で当然大学側の御意見というものは十分拝聴する、また各方面からの意見も拝聴しながら決めていくということになると思いますので、委員の御指摘についてはそれは十分その選ぶ中に配慮されると、このように考えております。

○佐藤泰介君 次に、現役の官僚が本省と国立大学法人の役員ポストを行き来するようではどうしても文部科学省の方を見てしまう、またOBとして複数の法人を渡り歩くようでは天下り人事との批判は避けられないと考えるが、こういった問題についてどう考えるか、伺います。

○国務大臣(遠山敦子君) 法人化後の国立大学の理事につきましては、学長が自らの考え方に基づいて幅広い分野から任命することとされているわけでございます。学長は、私は、高い見識を持つて、その点については十分配慮して任命をされるとと思うわけでございます。学長が適材適所の観点

す。配に自律でまか

自らの判断によって文部科学省職員又は職員めった者を理事に選任することもあり得るわけです。そのため運営状況の監査を行うという職務を行っているわけでございまして、その性格を踏まえて適材適所の考え方に基づいて選任するわけでございますが、その際に、官民を問わず幅広い分から考えてまいりたいと考えております。

いずれにしても、国立大学法人にかかる人事基本的な制度にのつとて我が省としては適正化を応じてまいりたいと考えでございます。

佐藤泰介君 こうした人事については、人事が行われる前は大体そういう答弁なんですね。これでここでも大体、適材適所、こう考えてこうやつていくと。どこの役所あるいはそういううりの問題は大体そうですよ。しかし、結果どうふたを開くと天下り人事との批判を受けるんや。

何としても今の大臣の答弁が過去のようにならないように、大学のとりわけこれは自律性、自主性が阻害されないようなどということを言われたわたくしですから、相当なこれは節度ある人選をされ結果としてふたを開いたら、まああくまで適所とは言われるでしようけれども、そうでないいうようなことにつながらないよう、もう一度強いてお願意いたいと思います。

國務大臣(遠山敦子君) そもそも今回の法人化いいますものが大学の自主性、自律性を重んじそれを更に可能にしていくために行うものでございまして、人事についてもその考え方といいべき姿でございますし、また、そのような形運用してまいりたいと考えます。

○佐藤泰介君 じゃ次に、予算、財政措置について伺います。

まず、法人への関与は引き続き十分な財政措置を行っていくためには必要不可欠であるとの答弁が繰り返されてきたが、法人化を機に国立大学に対する財政措置が削減されることはないのか、この点について伺う。

○國務大臣(遠山敦子君) 国立大学は、日本の学術研究と研究者養成の中核を担いますとともに、全国的に均衡の取れた配置によって地域の教育、文化、産業の基盤を支えるなど重要な役割を果たしているわけでございまして、国立大学の法人化は、このような国立大学が現在果たしている重要な役割といいますものを一層しっかりと担うことができるようにするために、国立大学がより自主的、自律的な、より大きな自主性、自律性と自己責任の下で教育研究を高度化し、あるいは個性豊かな大学作りに取り組むということを目的とするわけでございます。

したがいまして、このような重要な役割を引き続き担う国立大学に対する財政措置につきましては、移行前に必要とされた公費投入額を十分に踏まえて、従来以上に国立大学における教育研究が確実に実施されるよう必要な所要額の確保に文部科学省としてしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○佐藤泰介君 財政措置は削減されることはない」と、移行前に必要とされた公費投入額を十分に踏まえて教育研究に支障のない措置を講ずるという決意を述べられました。これは、この委員会でも、多く取り上げられました、我が国の高等教育の、世界の割合からいくと低いんだということでございますので、これも有馬先生が相当話をされました。

だから、移行前に必要とされる公費を踏まえて十分に措置した結果、移行前より下がつておったということでは意味がないわけで、全体を考えればもう移行の前よりは拡大をすると、そんなやつぱり最低限移行の前の公費投入は守りたいという

ようにも聞こえたのは私だけでしょうか。更にこれを機会に拡大への努力をする、そんな決意を重ねてお願いします。

○國務大臣(遠山敦子君) 日本の大学、知の拠点、国立大学のみならず、私立大学、公立大学も含めて、私は非常に大事な役割を果たしてもらう機関だと思っております。

国立大学の法人化の目的が、決して予算をストリーム化するとかそういうことを目的としたものではなくて、大学の自主性、自律性を高めることによつて教育研究の優れた資質というものを更に向上去させていくということをございます。したがいまして、それを可能にするための必要な財源措置というものにつきましては文部科学省としてもしっかりと対応していく、そのことが個々の大学のためといいますよりは日本の未来のためであるというふうに私は考えるわけでございます。

各大学も、そうした国民の期待にこたえる優れた教育研究あるいは社会貢献というものを通じて十分な説明責任を果たしてもらいたいと思いますし、同時に、そういった努力に対して我が省としてはしっかりと支えていく、そういう良き関係を更に進めていきたい、そのように考えるところでございます。

○佐藤泰介君 強い決意を伺いましたけれども、今心配なのは、法人化後の国立大学には独立行政法人としての性格上、不斷の業務の見直し、効率化が求められるおそれがないのか。

現在の独立行政法人には、運営費交付金の算定の際に、人件費を毎年一定の割合で減らしていくための仕組み、効率化係数等が導入されている。一定割合の効率化が求め続けられる一方、政策的には割増しが国られる部分もあるうと思いますがれども、毎年の一定割合のコスト削減が国立大学法人等に関する求められることになるのではない

らば、移行前の措置すら削減されていくのではないかと、こんな心配をするわけですが、この点についてはいかがでしょうか。

がたんとなつておるじゃないですか。最初は、増額しておるところもあるし減額しているところもあるけれども、国立大学法人については減額はありませんと言つたんだでしょう。じゃ、効率化係数は掛からぬのですねと、だから、そうしたら、効率化係数も掛かりますとなつた

費の確保に十分努力をしていきたいと、かように考
えているわけでございます。

大学法人につながっていくといふに思いますので、今言われた点についても、そしてそれについて意見を表明することもできるよう公開をして、意見を言い、そしてその質を高めていけるように是非お願いをしたいと思います。

いますが、一方、実情に応じ所要の業務経費の増額が行われている法人もあるわけでございまして、運営費交付金の総額はこれら諸要因を全体として勘案し決められることとなつております。結果として、設立後、総額が増加した法人もあり、減少した法人もあるところであります。

ら、国立大学法人の中で減額されるやつもあれば増えるやつもあると、こうなるんじゃないの。こう理解すべきじゃないですか。

次に、国立大学法人法案に基づく評価結果を資源配分に反映させる際には慎重な運営に努めることを確認をしたい。また、反映させる具体的な手法、根拠及びデータを公表することを確認をしたい。

やらせていただきたいとは思いますけれども、まず授業料の問題について、これは先質問通告させていただいた順にちょっと、多分三十分でできると思いますので、前回通告させていただいた順にちょっととやらせていただきます。

自立で学校法人にして、もとより法人化の業務運営は図られる必要がありますが、そもそも法人化は単純に人件費等の経費削減を目指したものではなく、学問の進展や社会の変化に応じ所要の経費は確保していく必要があると考えているわけでございま
す。

すけれども、同時に、その業務の必要性に応じて、その必要な経費を確保するという面もあるわけでございまして、総額で考えていかねばならないと、かようと思つておりますけれども、いずれにせよ国立大学法人というものが自主性、自律性を持つてより教育研究を活性化していくと、その趣

交付金への反映の具体的な在り方につきましては、国立大学法人評価委員会における結論を待つて検討をすることになりますが、運営費交付金の算定に用いる評価項目につきましては適切なものとなるよう慎重に検討するとともに、各大学の自主性、自律性や特性、個性が結果

国立大学の自主性・自律性を尊重しつゝ、地域経済状況等にかかわらず幅広い進学機会を確保するという国立大学の存在意義にかんがみ、国立大学の授業料の設定に際しては、現在の水準を大きく上回る事態が生じないよう設定の仕組みとともに、運営費交付金の算定に際しては適切な配慮

なお、運営費交付金の具体的な算定方法等につきましては、今後、法律が成立いたしましたならば、今後様々な要素を勘案しつつ検討していくことになりますけれども、その際、各法人の実情に応じ教育研究に関する経費が適切に確保されるよう十分配慮してまいりたいと考えております。

○佐藤泰介君 そこまではつきり言われると、じや効率化係数は大学法人には掛からないとはつきり言ってください。

旨が十分にできるよう必要な経費の確保に十分努力をしてまいりたい、かのように考へてゐるわけでございます。

として制約されることのないよう配慮してまいりたいと、こう考えております。また、評価結果を反映させるための具体的な方法等につきましては、これを公表いたしまして透明性の確保に努めてまいりたいと、こう考えております。

が不可欠である。こうした措置を講じられた上で授業料の決定は大学がその意思に基づいて行うべきである。授業料の水準が運営費交付金の算定に際しどのように反映されるのか確認する。

また、学生側の負担が現状を大きく上回ることのないよう奨学金制度の充実に努めることも、現行の授業料の減免措置が今後とも継続されるよう所要の財政措置が講じられることを確認する。あわせて、各法人独自の奨学金の創設への支援も

(政府参考人(玉井田出夫君) 係数の掛け方とし

よ二で一律に下けられていくということではない

きだい

どの対策が取られることを確認する。

す。 う形で算定するかは今後検討させていただくとい
うことになりますが、いかに考えておりますが、いずれに
せよ、この効率的な業務運営は国立大学法人にも
必要でございますけれども、しかしながら同時に、教育
研究の進展のための確保と、必要な経費の確保と
いうことも大切でございますので十分配慮してま
りたいと、かように考えておるわけでありま

○政府参考人(玉井日出夫君)　運営費交付金の基本的な仕組みは、法律が成立いたしました後、諸般の要因を入れながら具体的に検討させていただしたことになりますし、具体的な金額もこれまで十六年度概算要求の中でのようにしていくかということをございますけれども、いずれにせよ、施行前の公費投入額を十分踏まえていくということを基本にしておりますし、そしてまた、先ほど

先ほどの評議委員会の議事録も公表、原則公開化以降、あらゆるこういうものは今の答弁のように公表をして、外へ出して、みんなの目に触れて、例えば我々もそれを目に触れて意見が言える、そういう状況にしていくことが、私はこれからこの大学法人の問題のみならず、あらゆる行政がやられることについて、今までではどちらかというとなかなか見えない部分が、どんなところでもやっぱり文科省がやられることはそのような基本の姿勢で、決意だけではなくて、公表して透

○佐藤泰介君 最初に聞いた決意は、次に聞くと

来、大臣がお答えいたしましたように、必要な経

明性を確保していくことがより信頼される法人、

かんがみまして、今後とも必要な財源措置など国

の事業としても責任を持つて対応することとなる

わけでございます。授業料につきまして、国と

して標準額を示すことによって適切なものになる

よう努めまいりたいと、このように考えてお

ります。

国が示す標準額は、各国立大学法人が具体的な授業料設定の際の共通的な指標となるとともに、学生納付金収入額を積算するための基準額にもなるわけございます。これによつて算出をされます納付金収入額と大学の支出見込額との差額が運営交付金として措置されると、こういう仕組みでございます。

また、奨学金の事業につきましては、学ぶ意欲と能力のある学生が経済的な面で心配することなく安心して学べるように引き続き充実に努力していく所存でございます。さらに、各国立大学法人独自の奨学金創設への支援策につきましても、これまでと同様に、寄附金の優遇措置を講ずる等々、支援策を考えたところでございます。

また、御指摘のありました授業料免除制度でございますが、経済的理由によつて授業料納付が困難である者などを対象にして、修学継続を容易にし教育を受ける機会を確保する、この意義を授業料免除制度は有しておるわけでございますから、国立大学法人化後もこのような観点から授業料免除の仕組みは維持する必要があると、このように考えておるわけでございまして、その方向で今検討をいたしておるところでございます。

○佐藤泰介君 まだ大分残つておりますので、簡単にお答弁をお願いします。

国立大学が標準額の上限及び下限を外れて授業料を設定することはあるのか、その場合、文部科学省としてどのように対応するのか。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 標準額及び一定の範囲につきましては、文部科学省令で明確に規定することと予定をしておりまして、その範囲内で各大学が自主的に授業料を設定する方向で検討をしていることでございます。

省令の規定に違反した設定が行われることはな

いというふうに考えておるわけでございますが、仮に省令の規定に違反した設定が行われました場合には法令違反と、こうなりますので、文部科学大臣は那是正のために必要な措置を講ずることを当該の国立大学法人に求めるということになります。

うかと思います。

○佐藤泰介君 じゃ次に、その標準額は毎年度定めのか、改定するすると、どのような判断基準やプロセスを経てそれを見直すことになるのか、二点併せてお願ひします。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 每年度定めるかと

いうことでございますけれども、標準額は文部省令で規定することを予定してございまして、社会経済情勢等を総合的に勘案し、必要に応じて改定をするということになろうかと思います。

○佐藤泰介君 最後に、国立大学の役割は法人化によって変わる

ことになりますが、今後とも必要な財源措

置など国の事業として責任を持つて対応をするということにしておるところでございます。

○佐藤泰介君 最後に、大臣に伺いますけれども、法人化に伴つて、今のように標準額が示さ

れる、上限が示されて決定をされていくわけですが、学ぶ側といいますか、国民にとって最大の心配事といいますか関心事は、標準額がどうな

うなるのか、しかしこの点については、これまで

の法案審議の中でも相当質問がありましたけれども、明確にされませんでした。標準額及び一定の範囲について、現時点で大臣の基本的な、じゃ額

が示されないとするならば基本的な考え方を伺いたい。

○國務大臣(遠山敦子君) 委員御指摘のとおり、授業料の在り方といいますものは国民にとりまして大きな関心事でございます。そして、特に国立大学の担う、経済的な状況にかかわらず進学できるようにしていくための必須の大変大事な額であると思っております。

標準額、それから一定の範囲、これを定めることがなつておりますが、その具体的な在り方につきましては、今申しましたような経済状況に左右されない学生の進学機会を提供するという国立大学の役割と同時に、各国立大学の自主性、自律性を尊重するという観点にも留意しながら現在検討を進めているところでございます。

じゃ、どのようなことになりそうかということでございますが、私どもとしては、最終的な決定というのはまだもちろんできないわけでございまして、予算にも絡むわけでございますが、我が省としましては、標準額については法人移行時の授業料をベースに設定する方向で検討をいたしております。

それから、一定の範囲についてございますけれども、これも先ほど申し上げましたような国立大学の役割というものを十分に尊重して考えていく必要があると思っております。したがいまして、その一定の範囲につきましても限定的なものと考えているところでございます。

○佐藤泰介君 大臣、冒頭、一番関心事だと言われたわけですので、今答弁された方向で、あつと驚くようなことにならぬよう、定められたらみんながあつと驚いたというようなことにならないような決意であったと受け止めさせていただきま

す。

○佐藤泰介君 専攻別授業料は取らない、法科大学院は今後早急に検討するということですが、もう時期が差し迫つてますので、この部分については安心できるような形の早急に詰めをしていただきたいというふうに思います。

○佐藤泰介君 次に、長期債務について償還計画の作成が求められているが、運営交付金と施設費補助金が收入の多くを占めるであろう国立大学法人が償還計画を作る際には、長期債務の返済が收支を圧迫し自己収入の増加が図られるような計画を作らざる

ことのないよう適切な国費の投入が計画的に送り込まれるべきである。これまでの長期債務、今後

れる。今後とも学部別授業料は取らないことを確認したい。

○副大臣(河村建夫君) 学部別や研究科別授業料の導入については、経済的理由によつて希望する専門分野への進学の機会に制約を生ずる、あるいは個人の能力に応じた教育の機会均等が損なわれるおそれがあると、こういうことも考えながら、現在、国立大学におきましては全学部、研究科、同額の授業料になつております。そのような考え方から学部別の標準額を導入していくということは全く考えていないところでございまして、その方向でこれからも進めていかなきやならぬと思つておるところでございます。

院でございます。これは、新たな法曹養成制度の中核的な機関として平成十六年四月以降、国公私立を通じて開設されるということになつておるわけですが、どのよう取扱いにするかということは、正に今検討いたしておるところでございます。

そこで、この点についてお尋ねいたします。これは八月末になりますが、に向けて、できるだけ速やかにそのお考え方を示すことができるように対応していきたいと、このように考えておるところでござります。

○佐藤泰介君 次に、長期債務について償還計画の作成が求められているが、運営交付金と施設費補助金が收入の多くを占めるであろう国立大学法人が償還計画を作る際には、長期債務の返済が收支を圧迫し自己収入の増加が図られるような計画を作らざることのないよう適切な国費の投入が計画的に送り込まれるべきである。これまでの長期債務、今後

発生するであろう長期債務の返済が各大学の授業料とするような圧力が掛かることも予想さ

料の上昇や教育研究の現場のコスト削減、圧縮となることがあつてはならないと考えるが、償還計画の在り方について、文部科学省の考え方を伺いたい。

○政府参考人(玉井日出夫君) お答え申し上げます。長期借入金の償還についてでございますが、これまで借入時の条件に従つて償還計画を立て、附属病院収入等をもつて確実に償還を行つてきたところでございまして、法人化後も基本的には同様であるというふうに考へているわけでございます。

なお、国立大学法人は、そもそも独立採算制を前提とするものではなく、その業務の実施に当たつては文部科学省としても所要の予算措置を確實に行うこととしているわけでございます。したがいまして、御懸念のとりますか、御指摘のように、債務償還のために例えば授業料の値上げ等による增收だとか、あるいは経費削減を迫られるというような事態が生ずるとは考へていません。

○佐藤泰介君 確認させていただきます。

じゃ次に、債務償還がかかる問題として国立大学の抱える訴訟事件の扱いがある。訴訟問題への対応はだれが責任を持つて引き継いでいくのか。また、法人化後に大学が訴えられた場合は、国家賠償訴訟や医療過誤訴訟への対応はどうのうになされるのか。だれが責任を持つて事に当たるのか。その際の国責はどななるのか。法人化に伴い、訴訟事件の引継ぎと法人化後の訴訟の在り方について伺いたい。

○政府参考人(玉井日出夫君) 訴訟の引継ぎについてでございますが、現在、各国立大学が抱えております訴訟事件につきましては、国立大学法人法の附則第九条の規定がございまして、各国立大学法人が引き継ぐことになります。その場合には各法人が訴訟を実施するということとなりますけれども、訴訟への対応の継続性等の観点から、引き続き国であったときと同様に法務省と各法人が

協力して訴訟を実施するということとしているところでございます。

ましては、各法人はそれぞれの法人格に基づき訴訟の当事者となり、自らの責任で訴訟を実施するということになりますけれども、必要に応じ法務省の協力の下に訴訟を実施することもあるわけでございます。

○佐藤泰介君 大体分かりましたけれども、法人化後、国立大学がじや多額の賠償責任を負つた場合どうするのか。保険に加入する、じゃその保険料は運営交付金で措置されていくのか、そういうふうに考へたいために、法人後は法人が責任を取るんでしょうか。

○政府参考人(玉井日出夫君) 法人化後は、御指摘のとおり、基本的には各法人が訴訟を実施することになります。したがつて、仮に敗訴等となつた場合の賠償費用の支払は、これは原則として各法人において対応するということになるわけでございます。

そこで、法人化後における国立大学法人の業務

でござりますけれども、当該国立大学法人が主体的に運営を行なうということでございますので、今申し上げましたようなことで、仮にその業務の実施に当たつて損害賠償が生じた場合には、第一義務的には当該国立大学法人が責任を負うということになるわけでございまして、したがつて各法人においては不測の事態に備えて必要に応じ損害賠償保険等に加入することも考へられるというふうに思つておりますが、これはあくまでも各法人の判断によるものでござりますので、その保険料につきましては、基本的には一般的な管理経費として算定される運営費交付金等により対応するといふことになると考えているわけでございます。

○佐藤泰介君 それは確かに大学によつて違うん

でありますけれども、当該国立大学法人が主導的に運営を行なうということでございますので、今申し上げましたようなことで、仮にその業務の実施に当たつて損害賠償が生じた場合には、第一義務的には当該国立大学法人が責任を負うということになるわけでございまして、したがつて各法人に令への適用状況についても順次調査、公表することを確認する。

○國務大臣(遠山敦子君) 大学におきます安全衛生管理、これは教職員、学生等の安全と健康確保をいたしますとともに、快適な教育研究環境を形成する上で必要不可欠なものであるわけでござります。我が省といたしましては、五月二十八日に取りまとめて発表いたしました改善対策に基づいて各大学を指導しますとともに、必要な支援を行ないます。年度内に安全衛生管理の改善が図られるよう万全を期してまいりたいと考えてございます。

また、大学関係者に過度の負担が掛からないよう、我が省、大学、教職員等がそれぞれ責任を持つて円滑な安全衛生管理の改善が行われるよう取り組んでまいりたいわけでございます。

さらに、改善状況につきましては、四半期ごとにフォローアップを行つて、移行時点での対応状況について公表をし、法人化後も良好な教育研究環境を保てるよう努めてまいりたいと存じます。

○佐藤泰介君 じや、そろそろまとめ的な質問をさせていただきますが、国立大学法人法案に賛成する参考人からも、私も前回の質問で、問題は運用だと、文部科学省の体質も変わるべきだとの意見も多く参考人から披瀝されたと、この点については触れさせていただきましたが、また、当委員会の質疑では、政府答弁にたびたび、政府答弁によりたびたび混乱が生じた。国立大学関係者は

等でございますけれども、各大学の判断でその必要性や具体的な金額が検討されるものでございます。したがつて、基本的には全法人を通じて一律に積算というものにはなかなかならないだろうと、こう思つております。一般的な管理運営経費として算定される運営費交付金等によって対応するというふうに考へているわけでございます。

○佐藤泰介君 あと十分になりました。あとまだ五つ、ちょっと取り急ぎやらせています。次に、移行措置について伺います。

大変この委員会でも議論となりました、平成十六年四月の法人化に向けて安全衛生関係法規への対応を進める際に、移行の際に法律違反の状態となることがないよう万全の措置を講ずることを確認をする。

また、移行に伴う作業が現在の国立大学関係者に過度の負担となることのないよう十分配慮することを確認をする。

また、四月一日時点での対応状況、移行後の法的には当該国立大学法人が責任を負うということを確認をする。

また、令への適用状況についても順次調査、公表することを確認する。

○副大臣(河村建夫君) 現在、国立大学におきましては、法人化に備えて諸準備を進めてきておりましたところでございますが、このうち、法人資産の確定や新会計システムの導入などの準備作業につきましては、平成十五年度予算におきまして国立学校運営改善経費として約百三十六億円を計上いたしましたところでございます。

また、国立大学が法人化された後、各大学共通に新たに必要となる経費が想定をされるわけでございます。具体的に申し上げれば、事業主として各大学に加入が義務付けられる労災保険や雇用保険に関する事業主負担分、あるいは法定監査人の監査に関する費用があります。このうち、例えれば労災保険及び雇用保険の事業主負担につきましては、仮に平成十五年度の人員費予算額をベースに試算をいたしますと、約百六十七億円程度の所要額が見込まれます。

これら移行後に必要となる経費につきましては、今後更に精査をいたしまして、運営費交付金の算定に当たり配慮してまいりたいと、このようになっております。

○佐藤泰介君 じや、そろそろまとめ的な質問をさせていただきますが、国立大学法人法案に賛成する参考人からも、私も前回の質問で、問題は運用だと、文部科学省の体質も変わるべきだとの意見も多く参考人から披瀬されたと、この点については触れさせていただきましたが、また、当委員会の質疑では、政府答弁にたびたび、政府答弁によりたびたび混乱が生じた。国立大学関係者は

だきたい。

次に、法人への移行に関するコストは、移行時に完全に対応しておくべき労働安全関係法への適用にとどまらず、会計システムや各種の保険への加入、監査に要する経費など、ランニングコストを含め、本格的に議論されていないものが数多くある。現在においてもこうした費用をどの程度見積もっているのか、またこれから必要経費は運営費交付金などにより確実に措置されるのか、この点について確認する。

今大変不安になつてゐるのではないかと、このよう

うに思ひます。

この中で、まず文部科学省が行うこと

は、法案審議を通じて浮上した論点、質疑によつて明確にされたことなどを大学関係者にあまねく周知することである、このように思ひます

が、この点はどうか。

○副大臣(河村建夫君) 委員御指摘のとおり、これを周知徹底させるということが本当にこれから大事になつてくると思ひます。法案をお認めいただきました暁におきましては、直ちに国立大学学長会議を開催するなどして、国立大学の関係者に

対しまして本法案の国会における審議の状況、

またそれを踏まえて重要な論点、こういうものについて文部科学省としても責任を持つて周知徹底を図つてまいりたいと、このように考えておりま

す。

○佐藤泰介君 大変連日多くの大学関係の方も傍聴に来てみえますので、是非ここで問題になつたこと、ちょっと勇み足であつたこと、訂正された答弁等々含めて、しつかり周知をしていただきたいというふうに思ひます。

次に、民主党は修正案を提出しているが、その当否は委員の良識にゆだねるにしても、今後法人化が進んでいく事態を黙してゆだねることはできない。労働安全衛生法などの関係、労働協約の締結にかかる問題、そして、果たして文科省は大学の自治を尊重した運営を行つてゐるのかどうか、答弁で明確になつたことを実行しているのかどうか、本委員会としても十分な責任を負わなければならぬと考える。

そこで、適切な時期に、進捗状況に関して文部科学省に報告を求め、集中した審議を行うことを要請したいと思うが、大臣の考え方を聞きたい。

○國務大臣(遠山敦子君) まず、法案をお認めいただきました際には、国会での審議を受けて、国立大学法人への円滑な移行、大学の自主性、自律性を十分に踏まえた適切な運用を図るようしっかりと対応してまいります。

また、今後、国会において国立大学の法人化に

関する状況について御審議があります場合には、

文部科学省としても責任を持つて対応してまいります。

○佐藤泰介君 最後の質問にならうかと思いますけれども、高等教育のグランドデザインについて

最後伺わせていただきますが、現在、高等教育の

グランドデザインについて検討が行われている。

大学についての議論では、競争力という観点から

議論が優先されがちである。しかし、高等教育全

体のグランドデザインには生涯学習の視点からの

検討も不可欠であると考える。

二十一世紀は生涯学習社会であると言われる。

高等教育のグランドデザインの検討に当たつて

は、生涯学習社会の形成の観点から、専門学校を

含む高等教育全体について関係府省

地方公共団

体とも連携しつつ、広範な国民的な議論を踏ま

えて行う必要があると考へるが、どうか。

○國務大臣(遠山敦子君) グランドデザインとい

う考へ方はいろいろな角度があると思ひますけれ

ども、高等教育の在り方につきましては、平成十

年の大学審議会答申、「二十一世紀の大学像と今

後の改革方策について」というところで改革の方

向性が示されたわけでございまして、文部科学省

としては、これを踏まえた上で様々な改革に今取

り組んでまいりつてはいるところでございます。

○佐藤泰介君 是非、世界に通ずる高等教育とい

う観点でデザインを描いて、それが実現されるよ

うに、義務教育も義務教育国庫負担が危なくな

るる義務教育だつたというふうに思ひます。これ

で、義務教育も世界に通ずる高等教育に変えて

からは高等教育も世界に通ずる高等教育に誇

れるわけで、義務教育はやつぱり私は世界に誇

れるわけで、義務教育だつたというふうに思ひます。これ

からは高等教育も世界に通ずる高等教育に変えて

いく必要があるということで、是非このグラン

ドデザイン全體の中で世界に通ずる高等教育へと

改革できるような方向でお互いにこの委員会で議

論を続けていきたいというふうに思ひます。

また、この法人法案についてもですけれども、

大変私、先回九十分、今日百二十分でしたけれども、

も、大変駆け足での、最後の方は確認質問となりました。そして不満な答弁もありました。した

がつて、法案成立後も当委員会として責任を果た

すべく、今後、法人化に伴い大学の自律性、自主

性を踏まえた適切な運用がされているか等、様々

な課題について本委員会における集中審議を求め

たい。このことについては、先ほど大臣は、委員

があつた。この点について、委員長にも強く要請

し、委員長の決意をお伺いして、私の質問を終え

ます。

○政府参考人(玉井日出夫君) 運営諮問会議のメ

ンバーについてございますが、平成十五年二月

いけないと思ひます。

その中では、大学等の高等教育機関が質の高い教育を提供し、社会の発展を支える人材を養成するため、それぞれの機関の在り方はどうあつたらしいのかという点、また、基礎研究、人材養成、教育機会の確保などにおける大学などの高等

教育機関の役割はどうあるべきかという観点、さらには、国公私立を通じた高等教育への行財政措

置の在り方はどうあるべきか、そういつたよう

な視点から御検討いただいておりまして、今後と

も、各界の御意見も幅広くいただきながら御審議

をいただきたいと考えておきます。

我が省としましては、そういう審議を踏まえた

上で、引き続き国公私を通じた日本の高等教育の

発展のために力を尽くしてまいりたいと考えま

す。

○佐藤泰介君 是非、世界に通ずる高等教育とい

う観点でデザインを描いて、それが実現されるよ

うに、義務教育も義務教育国庫負担が危なくな

るる義務教育だつたというふうに思ひます。これ

で、義務教育も世界に通ずる高等教育に誇

れるわけで、義務教育はやつぱり私は世界に誇

れるわけで、義務教育だつたというふうに思ひます。これ

で、義務教育も世界に通ずる高等教育に変えて

いく必要があるということで、是非このグラン

ドデザイン全體の中で世界に通ずる高等教育へと

改革できるような方向でお互いにこの委員会で議

論を続けていきたいというふうに思ひます。

また、この法人法案についてもですけれども、

大変私、先回九十分、今日百二十分でしたけれども、

も、大変駆け足での、最後の方は確認質問となりました。そして不満な答弁もありました。した

がつて、法案成立後も当委員会として責任を果た

すべく、今後、法人化に伴い大学の自律性、自主

性を踏まえた適切な運用がされているか等、様々

な課題について本委員会における集中審議を求め

たい。このことについては、先ほど大臣は、委員

があつた。この点について、委員長にも強く要請

し、委員長の決意をお伺いして、私の質問を終え

ます。

○委員長(大野つや子君) この際、委員の異動に

ついて御報告いたします。

本日、北岡秀二君が委員を辞任され、その補欠

として椎名一保君が選任されました。

午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで

休憩といたします。

正午休憩

午後一時開会

○委員長(大野つや子君) ただいまから文教科学

委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、国立大学法人法案外五案を議題とし、質疑を行います。

○林紀子君 日本共産党の林紀子でございます。

まだまだこの法案につきましては山ほど質問を

したい、しなければならない問題があるわけです

けれども、まずは今日は最初に天下りの問題から質

問をいたします。

國立大学法人には理事、監事として最大五百八

十四名が新たに任命されます。そして、この役員

には学外者が必ず含まれるようにしなければなら

ない、こういう仕組みになつてゐるわけです。

現在の國立大学でも学外者によつて構成されて

いる運営諮問会議があります。文部科学省の課長職以

上だつた人でこの運営諮問会議の委員をしている

人はどれくらいいるのか、具体的に明らかにして

いただきたいと思います。

その前に、資料を配付していただきたいと思ひ

ます。

御答弁をお願いします。

〔資料配付〕

御答弁をお願いします。

○政府参考人(玉井日出夫君) 運営諮問会議のメ

ンバーについてございますが、平成十五年二月

月を十分に勘案しながら御審議がなされなくては

いた。

その前に、資料を配付していただきたいと思ひ

ます。

ましたが、ちょっと運営諮問会議について一言申し上げさせていただきますと、あくまでもこれは大学運営に関する重要な事項を審議するとともに、学長に対して助言、勧告を行う機関として学外有識者で構成される運営諮問会議でございまして、そこは各大学がこれこそ官民を問わず幅広い分野から適任者を選び、それを受けて今の運営諮問会議の委員がいるということは御理解を賜りたいと思います。

そこで、高等専門学校についてございますけれども、高等専門学校につきましては、これは、法人化後はこれは独立行政法人国立高等専門学校機構という形になるわけでございまして、そこに理事長が置かれるわけでございますが、そこは我が国の技術者教育や高等専門学校の教育に関し高い意見を有し優れた経営手腕を有する者を任命するということを考えているわけでございます。

また、理事長以外の理事は、これは理事長が自らの考え方に基づいて幅広い分野から任命するということでございまして、具体的には、現在も校長として高専運営を担っている者などのほか、校長以外の者で経営手腕や学識経験を有する者から適任者を登用することが、理事長の権限でございますが、想定されるわけでございます。

それで、監事につきましては、これは文部科学大臣が任命するわけですが、これは監事といふそういう業務の性格を踏まえまして、これを適材適所の考え方に基づいて官民を問わず幅広い分野から選任するということでございまして、いずれにせよ独立行政法人国立高等専門学校機構にかかる人事の制度があるわけでございます。その基本的な制度にのつとて適正に対応しています。

○林紀子君 運営諮問会議についてお話をあります。

今度は役員というのは国立大学法人も高専も正に常勤になるのですから、なおさら天下りは許せないということを申し上げておきたいと思いま

し上げさせていただきますと、あくまでもこれは大学運営に関する重要な事項を審議するとともに、学長に対して助言、勧告を行う機関として学外有識者で構成される運営諮問会議でございまして、そこは各大学がこれこそ官民を問わず幅広い分野から適任者を選び、それを受けて今の運営諮問会議の委員がいるということは御理解を賜りたいと思います。

す。

そして、高専の問題についてここでお聞きしたいと思いますが、高専の場合は独立行政法人通則法の枠組みをそつくり適用すると、こういうことになつておつたわけですね。

文部科学省は、高専というのは深く専門の学芸を教授し職業に必要な能力を育成することを目的

としているから研究機関ではないと、いうふうに今まで言つてきましたと、高専はそもそも中期目標計画を大臣が初めから決める高等教育機関というふうに位置付けながら、こんなことがまかり通つていいのでしょうか。

国立高等専門学校協会の法人化の検討会で資料

として配られたペーパーには、中期目標、中期計画についても大学と同じ制度設計とするというこ

とが明記されております。ですから、これは昨年

の十月に資料として配られたペーパーですので、十月まではその方向で検討されていたのではない

かと思ひますけれども、一体全体どこでねじ曲げられてしまったのでしょうか。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 委員御指摘のよう

に、高等専門学校でござりますけれども、位置付

けとしまして、研究教育機関である大学とは異な

りまして実践的技術者の養成を目的とする教育機

関であると、こう位置付けられているわけです

いまとして、そういう大学とは異なる制度になつて

いるということを踏まえまして、国立大学のよう

な学問研究の自律性を担保するための特例などといふことを設けずに、原則どおり独立行政法人通則法による法人化を図るということとしているものでござります。

こうした制度設計につきましては、法人化に関する検討ということで、国立高等専門学校協会におきまして平成十二年からワーキンググループの設置を決めまして種々検討を進めてきたということがございます。

文部科学省といたしまして、平成十四年三月に「大学の方につきましての「新しい」「国立大学法人像について」という調査検討会議の最終報告書」像について」という調査検討会議の最終報告書

をいただきまして、そして、その中でも国立高等専門学校の法人化についても検討課題とされたと

いうことを踏まえまして、平成十四年の八月に今後も厳しい定員事情、財政状況の中で、御指摘のよくな形で進めるということにしておつたわけ

でございます。

○林紀子君 そうしますと、もう定員が一人減らされてしまう。

さらに、この文書には、国家公務員第十次定員削減計画について、平成十五年度末をもつてこの

定員削減計画というのは適用外となるが、各高専の平成十六年度、十七年度の人事計画は、第十次定員削減計画を実施したと仮定した場合の定員を

基に策定するものとするというふうにされている

わけですね。

○林紀子君 定員削減というのは、そのまま行うんですか。

法人化すれば非公務員になるわけだから定削の枠から外れるんだって今までさんざん答弁してき

た。ところが、実際は定員削減計画の延長を事実上行う。こんなおかしな話、これまでありませんね。どうなんでしょうか。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 今御答弁も高等教育局長がなさったわけですから。当然だと思うわけなんです。

○林紀子君 ユネスコの高等教育職員の地位に関する勧告と

いうのは、自治が高等教育機関に不可欠な構成要

素であると、こういうふうに述べているわけです

ね。今までも高専では自治の拡大、これをどうし

てもということが求められてきたんじゃないで

しょうか。それを、研究機関ではないなどと言

いながら、こんなふうに通則法そつくりそのまま適用するというのは許されないことだと思います。

そして、具体的な問題についてもお聞きしたい

と思います。

今年の三月二十五日の国立高等専門学校協会

ワーキンググループがまとめた資料によります

と、沖縄高専の創設関連定員については既存の計

画どおりに実施されるというふうに書いてある。

しては、創設準備が進められ、創設が行われることになつておるわけでございますけれども、これまでの厳しい定員事情、財政状況の中で、御指摘のよくな形で進めるということにしておつたわけ

でございます。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 十六年、十七年、もちろん定員削減というは掛かつてこないわけ

でございますけれども、規定でそういう、従前、

かつちやう、そういうことです。第十次定員削減計画というのは十七年度まで前半があるわけですね。その網が掛かつてしまふということですね。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 十六年、十七年、

もちろん定員削減というのは掛かつてこないわけ

でござりますけれども、規定でそういう、従前、

かつちやう、そういうことです。第十次定員削減計画というのは十七年度まで前半があるわけですね。

○政府参考人(遠藤純一郎君) そうしますと、定員削減の網は掛

かつてしまつたものですから、高専協会、そういうことを意識をして、準備という意味で検討を

進めているということです。

○政府参考人(遠藤純一郎君) そうしますと、定員削減の網は掛

かつてしまつたものですから、高専協会、そういう

ことを意識をして、準備という意味で検討を

進めているということです。

○政府参考人(遠藤純一郎君) そうしますと、定員削減の網は掛

かつてしまつたものですから、高専協会、そういう

ことを意識をして、準備という意味で検討を

いしたということでもございません。

今、高専協会の方で、いろんな形で、十六年度以降についての組織あるいは人事あるいは会計等々の面におきましてワーキンググループで検討をしていると聞いておりますけれども、その中でそういう議論がなされているというふうに理解をしておるわけでございます。

○林紀子君 何かいろいろなことは文部科学省が押し付けているのに、都合が悪くなつたらそつちが考へてることですよといふのは、どうも納得できないんですよ。

高専の教授の担当授業時間数というのは平均で十三・五時間だというふうに文部科学省のこれは資料で拝見をいたしました。大学の教授の平均が七・三時間。ですから、大学の一倍近い授業を受け持つてあるんですね。しかも、大学と違って入学者というのは十六歳、十七歳、中学校を出たばかりの子供たちというところだと思うわけなんですね。そういう学生を相手にしている。また、学生寮で生活をしている子供たちも多いわけですから、先生たちは授業以外にも学生を相手に親身に接する必要がある学校だと思います。こうした学校で定員削減を進める、沖縄高専にも一人出さなくちゃいけない、こんなふうに人を減らしていくれば独立行政法人化というのは教育の面でもかえつてマイナスになる、そうおっしゃっているんですけれども、これは当たり前だと思います。

それでは、今の御答弁では定員削減というのは文部科学省から別に押し付けたものでも何でもないということだから、これは御自由にどうぞといふことでいいんですね。やらなくてもいいわけですね。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 法人化ということになりますと運営費交付金という形で運営をされますので、定員ということではなくなりますので、定員削減といったようなことについては十六年度以降そういう形はないといふように理解しております。

○林紀子君 それでは、定員削減の枠はもちろん

掛けることはできないんだということを承つております。

それから、中期目標、中期計画。これまでいろいろ問題になりましたけれども、今日もその問題等々の面におきましてワーキンググループで検討をしておるわけでございます。

○林紀子君 何かいろいろなことは文部科学省が押し付けているのに、都合が悪くなつたらそつちが考へてることですよといふのは、どうも納得できるんじゃないですよ。

高専の教授の担当授業時間数というのは、今後のスケジュールとして、六月末には各国立高等専門学校から中期計画案を文部科学省に提出する、様式、分量は、A4判縦長用紙に横書き、十ポイント、一ページ六十行、一行四十八文字

示された未定稿資料について、速やかに資料の正確な趣旨を徹底する、大学に対して必要な情報や資料を提供する、そういうふうにおわびの中でお述べになりました。この資料の正確な趣旨とははどういうことでしょうか。そして、どのような措置を取ったのかといふこともお聞かせいただきたく思います。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 御指摘の資料でござりますけれども、大学からの要望等を踏まえ、各大学における自主的な検討に資することを目的といたしまして、その時点を見込まれる中期目標、中期計画の記載事項やスケジュールをあくまで参考としてお示ししたものでございます。また、個別の学部等の単位での固有のより具体的な事項を記載した資料につきましては、中期目標、中期計画に記載されました内容の背景等を理解するための参考情報として提出を依頼したものでございます。

六月二十六日の委員会の大臣の冒頭の御説明の中で資料の正確な趣旨と申し上げましたのは、当該資料のこのような性格のこと申し込み上げたわけ

と言ふんですか。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 協会の会長から一月二十八日付けで各高専の校長あてにそういうお願いをしているということでございます。

○林紀子君 そうしましたら、概算要求作業、これは中期目標、中期計画の策定作業とは直接関連しないと大学の場合お答えになつたわけですか

ら、高専の場合も同じように考えていいわけですね。

○政府参考人(遠藤純一郎君) そのとおりでございます。

○林紀子君 それでは、今度は高専ではなくて大学の問題に移りたいと思います。

先日の委員会で大臣は、各大學が昨年十一月に文部科学省へ概算要求に併せ中期計画、年度計画の原案を提出するようになつたふうにあるんですね。ここでは、大学の場合、先日の大臣のおわびの中で、概算要求作業は新年度の過渡期のため中期目標、中期計画の策定作業とは直接関連しない、玉井審議官からもこういう御答弁があつたと思いますが、それじゃ高専は違うんですね。計画早く出せ、こういうことになつてあるんですか。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 御指摘の資料でござりますけれども、大学からの要望等を踏まえ、各大学における自主的な検討に資することを目的といたしまして、その時点を見込まれる中期目標、中期計画の記載事項やスケジュールをあくまで参考としてお示ししたものでございます。また、個別の学部等の単位での固有のより具体的な事項を記載した資料につきましては、中期目標、中期計画に記載されました内容の背景等を理解するための参考情報として提出を依頼したものでございます。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 先ほど御答弁申し上げましたように、この資料の性格につきましては、文部科学省からラインを通じて指示されたものだ。だから、今までの御答弁とこれだけでも違つてあるわけですねけれども、この全く横並び、こういう画一化。国立大学法人にしたら個性化するんだというのを盛んに言つていましたけれども、正に横並び、画一化。

○政府参考人(遠藤純一郎君) こういうことをなくすために、この資料というものは撤回をするんでしょうか。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 先ほど御答弁申し上げましたように、この資料の性格につきましては、文部科学省からラインを通じて指示されたものだ。だから、今までの御答弁とこれだけでも違つてあるわけですねけれども、この全く横並び、こういう画一化。国立大学法人にしたら個性化するんだというのを盛んに言つていましたけれども、正に横並び、画一化。

○政府参考人(遠藤純一郎君) その後記載事項等につきましては、国立大学協会と相談をし、検証を、整理を行つた上で改めて必要な情報を各大学にお示ししたいと、こう考えている次第でございます。

○林紀子君 そうしますと、この未定稿資料にどういったことが明らかに作成をしていいんだ

といふことですよね。

○政府参考人(遠藤純一郎君) その資料につきま

しては、記載事項等、大学の方で参考となる情報が欲しいということで、これまで何回も御説明申しあげましたように、そういう参考資料としてお

ふうに私どもは承知しております。

○林紀子君 これまで御答弁は何だか聞いたこと

があるような御答弁でございまして、大学に対し準備をするようにということで言つておるといふことです。

○政府参考人(遠藤純一郎君) その後記載事項等につきましては、中期目標、中期計画に記載されました内容の背景等を理解するための参考情報として提出を依頼したものでございます。

○政府参考人(遠藤純一郎君) この点に関する各大学への連絡についてでござりますけれども、この十二月に示しました資料に

関するもののほか、各内部組織の位置付け、ある

示しをしたということでございます。

これから法案成立をお認めいただきました際には、先ほど申し上げましたように、国会の審議を踏まえながら、当該資料に記載されていなかった中期計画の記載事項、記載様式、スケジュール等につきまして国大協と改めて十分に相談をいたしまして、検証、整理を行った上で必要な情報をお示ししたいと、こう考えている次第でござります。

○林紀子君

私のところにアクセスが届いております。静岡大学の前学長の佐藤先生ですけれども、この方はこうおっしゃっているんですね。

各大学が中期目標・計画で教育研究の充実強化

のために所要の組織改編等を予定する場合、これらの事項は従来の概算要求と同じ扱いになるのは公知のことである。そうした事項を目標として掲げ、計画に盛り込むことの可否が、事実上、事前の折衝で決まるということであり、そこから計画事項の認可に向けた大学担当者の水面下での交渉は依然とならないはずである。財政権を背景にした文部科学省の認可権の圧倒的威力は大学関係者ならでも知っている、こういうふうにおっしゃっているわけですね。

そして、正にこの言葉を証明するよう、ある大学の法人化移行準備にかかる相談メモというのがこれまで手に入りました。これは、二月下旬に文部科学省で行われたヒアリングのメモです。これによりますと、大学側が中期目標の項目の追加として学内共同教育研究施設等を項目追加したいがと言っているけれども、文部科学省の方は、基本的には各大学で追加することはなく、どこの項目に入れて書いてほしい、項目は大学横並びにそろえたい、こういうふうに言っていると

いうんですね。

事前審査協議することも問題ですけれども、結

局は昨年の十二月に示した枠組みをそのままに項目の追加も許さない姿勢じゃないんですか。主体

的にと言っているそういう言葉と、やっているこ

とは全く違う。このような指導は今後はやめま

すか。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 各大学の方からいろいろ分からぬことがあるので相談にというこ

とで相談に来るわけでございますけれども、そつ

うなアドバイスを行うということはあるわけでございまして、それにつきましては今後とも同じだ

と、こういうふうに考えております。

○林紀子君

だから、これが相談だなんていふ

うに思うのが大違い、事実も大違い。相談じゃな

くて、項目は横並びにそろえたい、文部科学省が

そう言っているわけですから、相談じゃなくて押

し付けじゃないですか。

先日の畠野議員の質問に対し、文部科学省が

大学の意に反して中期目標の原案に、これは再

編・統合ですけれども、再編・統合についての記

載を強制的に記載させることといったことはない

と答えたわけですねけれども、これは間違いないで

すか。

○政府参考人(遠藤純一郎君)

この前答弁したと

おりでございます。

○林紀子君

ところが、これまた全く逆なことが

あるというが分かつたんです。

○政府参考人(遠藤純一郎君)

この前答弁したと
おりでございます。
○林紀子君

な御検討にまつわるでございます。そういう意
味で、私どもの方でそういうことについて強制的
にということはないというふうにお答え申し上げ
ます。

○林紀子君 今、幾つか実例を示してお答えをい
う際に、必要な、各大学の求めに応じまして必
要なアドバイスを行うということはありますけれども、そつ

うに思つてます。それで、それにつきましては今後とも同じだ
と、こういうふうに考えております。

○林紀子君 だから、これが相談だなんていふ

うに思うのが大違い、事実も大違い。相談じゃな
くて、項目は横並びにそろえたい、文部科学省が

そう言つてゐるわけですから、相談じゃなくて押
し付けじゃないですか。

先日の畠野議員の質問に対して、文部科学省が

大学の意に反して中期目標の原案に、これは再

編・統合ですけれども、再編・統合についての記

載を強制的に記載させることといったことはない

と答えたわけですねけれども、これは間違いないで

すか。

○政府参考人(遠藤純一郎君)

おりでございます。

○林紀子君 ところが、これまた全く逆なことが

あるというが分かつたんです。

申し上げました。若干繰り返しになることをお許しいただきたいと思いますが、この国立大学法人案におきましては、法人成立の際、現に国立大学の職員である者は別に辞令を発せられない限り成立した国立大学法人の職員となるということをございまして、本人の同意は得る必要はなく適用されるという法的な仕組みにそもそもなつてゐるわけでございます。したがつて、国立大学の職員は国立大学法人の職員として承継されるということが基本でございます。個々の処分ということではなくて、法律をもつてその身分が切り替えられ、雇用が承継されると、こういう法的な仕組みになつてゐるわけでございます。

なお、国立大学職員に対しましては、法人化後も国立大学法人における教育研究の公共性という業務に従事していただくわけでございますが、それが変わるものではありませんし、また医療保険や年金などにつきましては法人化後も引き続き國家公務員共済組合の適用対象となりますし、あるいは退職手当につきましては在職期間の通算等の措置を図つていつているわけでございまして、これらのことについて十分な説明は行つてまいりました。いかように考えておるわけでございます。

○林紀子君 ちょっと質問を取り違えていらっしゃるんじゃないかと思うんですが、そういうことはもうよく分かつております。しかし、それが分かった上で、国立大学法人の職員にならないで国家公務員としての身分承継を望みたいと、そういう人だつているかもしれないでしょう。そういうときははどうするんですか。

○政府参考人(玉井日出夫君) 先ほど来御説明を申し上げておりますが、これは法人化の趣旨や仕組みが今申し上げたとおりでございまして、この趣旨やその仕組みについて十分国立大学職員に説明を行つていただきたいと思っておりますけれども、基本的には、個々の处分ではなくて、それぞれ法律をもつて、国の機関の職員であった者が法律をもつて別の機関、法人格を持つた別の機関、国立大学法人職員に法律をもつて承継されると、こう

いう仕組みになつていいことと御理解賜りたいと思います。

○林紀子君 今日の質問というのは、きちんと、問い合わせしてきちんと分かるように答えるという約束で始まつたんですよ。（発言する者あり）ええ、今の答えというのと同じことを二度三度繰り返して、そうじゃないんだと言つてもそういう答えしか言わないんでしょう。それじゃ、やっぱり今までの約束と違いますよ。

○委員長（大野つや子君） この際、政府側に申し上げます。

答弁は内容を整理して簡潔、明瞭に行われますように要請いたします。

○政府参考人（玉井日出夫君） この仕組みについてはもう繰り返し申し上げたところでございますので、要は、これが、この仕組みというものが国家公務員法に基づく個々の処分、あるいは個人のそれぞれの意見に基づく処分という形ではない、そういう法律をもつて承継するわけでござりますから、基本的にはその職員の方々はまず移つていただくという法律の仕組みになつてるので、それを十分御説明を申し上げたいと思います。

もちろん、個々具体的いろんな御意見がございましょうけれども、それはまたいろいろ任命権者が聞くこともありますが、法律の仕組みはこれは個々具体的な処分ではないということはる御説明を申し上げさせていただいているわけでございます。（発言する者あり）

○林紀子君 そうですね。ええ、本当、おかしいですよね。

これじゃ、だつて、だから、そういう法律の仕組みはもう分かつた上で、だけれども、公務員試験というのを受けてちゃんと公務員になつたわけでしょう。だから、そういう人が、いや、私はこれだけのちゃんと試験を受けてこういう資格があるんだから私はあくまで公務員でいいといったときに、じゃほかの行政の方に公務員として移すのか、そういう場合だつてあるでしょうと、それ聞いているんです。全体の話はこの法律でこう

いうことになつた、認められませんけれども、そういう仕組みだというのは分ります。どうですか。

○政府参考人(玉井日出夫君) 林委員の御指摘要は、同意があつてという議論が最初にございましたので、それはなくして、同意なくして移れるということをずっと申し上げておるわけでございまして、法律の仕組みは本人の同意なくして移せます。

ただ、御本人がいろいろ御意見を望む、言われると、そういうことはあり得るだらうと思います。ただし、法律の仕組みとしては、法的効果としてはそれは移るという形になつておるわけでございます。

○林紀子君 何だか全然問い合わせた答えというのが出ないんですよ、今の話だと。だから、ちょっとこれは休憩しましよう、休憩。(発言する者あり) 本当、本当。

○委員長(大野つや子君) お統けいただきたいと思います。

○政府参考人(玉井日出夫君) 個々人の、個々人の同意の有無によつてこの仕組みが動くといふものではないということは御理解賜つてあるところでございます。

それに対しても、個別の事情によつていろんな御意見がある場合には、それはいろいろお聞きすることもあります。したがつて、別の場合に、法律の中でこれは別の辞令を発するということでも、別に辞令を発せられない限りといふのは、それは他の職ということも法律上はあります。それは他の職ということも法律上はあります。得るというふうに考えてますが、しかし、先ほど申し上げておるのは、是非御理解を賜りたいのは、これは本人の同意の有無によつてそして動かせるのかという趣旨であるならば、そういう仕組みではないということは是非御理解を賜りたいと思っているわけでございます。

○林紀子君 ようやく何だか分かりましたよ。個人個人に、個人個人、そういう人もいるだらうということです。そういうときはどうするんですかといふことで、そういうときはどうするんですかといふ

うのを聞いたたけで、それは個別にきちんと対応しますとということですね。初めからそう言つていただいたら、私の時間は五分損しちゃつたんですよ、もう本当に。

もつと、だから、今日は質問したいことを用意していましたけれども、どうしても最後に聞いておかなくちゃいけないことがあるのでそれに移らせていただきます。

というのは、最初のときから私は、労働安全衛生法、それがどうなるのか、四月一日からそれがどうなるのかということをお聞きしてまいりました。もう今までさんざんその実態についてはここで申し上げましたから、それ以上ここで言うことはないんですけれども、私の質問を聞いていたある大学から、地元の広島大学ですけれども、こういうパネルを寄せていただきたいんですね、パネルじやなくて写真を。(資料を示す)

大臣のところ、副大臣のところからちょっと遠いと思いますので、これと同じ小さな写真をお持ちいたしましたのは是非見ていただきたいんですが、これは丸裸のガスボンベがここにあると。本当はこれ、コンクリートで囲った部屋に入れなければ、もう爆発したら一遍でもちろん先生も学生もどうしようもない状態になるんだと。ごらんになりますでしようか。

これは狭い実験室ということで、本当にこれ、ごらんにただいたら分かるんですけどもどうやって人が通るのかなというような狭い実験室ですよね。両側にびつちりと机があつて、実験器具があると、こういうあれですね。これも同じく、ほかのところなんですかれども、同じような状況の部屋です。避難経路はどうなつているかということなんですね。そして、これもまたますごいあれで、器具が所狭しとこんなふうになつているということが写されているわけですね。

私、この写真を寄せてくださつた方が解説を付けてくださつているんですけども、これはひどいなど本当に思つたんですかれども、例えば汚泥処理の研究をしている実験室というのがあるんだ

そうですがれども、そこでは猛烈な悪臭の中で学生がお弁当を食べなくちゃいけない。こりや大変だなというふうに思つたんですね。それから、四月にこの労働安全衛生法が間に合わなかつたら困るというので一斉に作業を始めるとして、学生は卒業論文も書けないと。全国の国立大学で卒業論文も書けないと。研究を中断させられる現役の学生が大量に出るんじゃないかな。

だから、今までずっと、本当はきちんとやつてこなくちやいけなかつた、こういう設備の改正というのをずっとそのままにしてきたということで、こういうことになつていてるわけです。同じようにもしこれを全部整備するなら、いつたん実験をやめて、途方もない作業になると。分野によつては、微生物が死んでしまつて研究が継続できなくなると、こういうような状況が生まれるんだといふふうに言つてゐるわけですね。

私は、最初のときからこの質問をしてまいりました。そして、三百六億円という実例を挙げて、これが正に机上の数字ではないかということを申し上げたわけですけれども、そういうお金で何とか四月までにこれをやり切るというふうに文部科学省の方はおっしゃつてあるわけですけれども、私たちが計算したのでは到底この金額では間に合はないだろうというふうに思うわけですね。

あの三百六億円からどうしてもはみ出てしまつて、こんなひどい状況が改善できないまま四月を迎えるくちやいけないというような状況になるというとき、お金の面ではどういうふうにするのか、お答えいただきたいと思います。

○政府参考人(玉井日出夫君) 大学における安全衛生管理の重要性は重々認識をしているわけでございまして、したがいまして文部科学省としては、昨年に調査を行い、さらに今年に入つてその状況をフォローアップをいたしまして、五月二十八日に発表をいたしました改善対策に基づいて現在、各大学について今それぞれの対応をお願いをしているわけでございます。おおむね私どもは三百六億円ができるというふうに思つております。

これも上で精
ただお配り
なかなか内訳と
十億円て行い
教科学います
私どが図ら
うに考

、各大学からきちんとやはり報告を受けた
査したお金と思っております。
、この三百六億円の財源内訳として、既に
している中で御活用いただくものだけではな
か難しいものですから、その三百六億円の文
を追加配分という形で大学の御要望に沿つ
たいということは、五月二十九日のこの文
委員会においてお答えをしたとおりでござ
もとしては、年度内に安全衛生管理の改善
れるよう一万全を期してまいりたい、かよ
えているわけでございます。

中でも書いてござりますように、「この法律規定が、「これは「従前の」となつておりますども、「従前の法律又はこれに基く法令と矛盾はしてい触する場合には、この法律の規定が先する。」というふうに国家公務員法はなつるわけであります。

そういう状況の中で、今回、十三万人になんとする国家公務員の皆さん方、一般職の皆方を公務員でなくするということが、どういう法律の規定によつてこれが行われるのか、こさっぱり分からんんです。どこにその法律であるのか、これを大臣、お答えをください

○國務大臣(遠山敦子君) 端的に何が法的の根

の規
けれ
盾し
、優
てい
る法
う法
さん
んな
こが
書。書
か
扱い
い。
○西
独立
ます
ない。

で国立大学法人法案の規定によるものでござります。このような法的仕組みは既に他の法律にても用いられているところでございます。
岡武夫君 よく先行独立行政法人というお話をりますけれども、私が今問題にしているのは国立大学の国家公務員たる一般職の皆様方の何を根拠として剥奪され得るのか、それをさしているんです。

岡武夫君 参考人（玉井日出夫君）他の非公務員型の行政法人、例を少し申し上げさせていただきと、これは……

岡武夫君 それは聞いてない。それは聞いて

これも、各大学からきちんとやはり報告を受けた上で精査したお金と思つております。

ただ、この三百六億円の財源内訳として、既にお配りしている中で御活用いただくものだけではなかなか難しいものですから、その三百六億円の内訳として、既にお配りしたものプラス今後百六十分億円を追加配分という形で大学の御要望に沿つて行いたいということは、五月二十九日のこの文教科学委員会においてお答えをしたとおりでござります。

私どもとしては、年度内に安全衛生管理の改善が図られるように万全を期してまいりたい、かように考へておるわけでござります。

○林紀子君 時間がなくなりましたので、本当に山ほどまだ質問は残っておりますけれども、今日の私の質問はこれで終わります。

○西岡武夫君 私は、国会改革連絡会（自由党・無所属の会）を代表して、前回に引き続いて大臣に御質問を申し上げます。

前回、私は、予告的に、授業料の問題がどうなるかということについて御質問を申し上げるといふことを予告したわけでござりますけれども、どうも本日のこの委員会、与党の皆様方は、委員長を始め皆様方が今日採決してしまうというような雰囲気をお持ちのような感じがいたしますので、視点を変えまして、基本的な問題について更に質問をさせていただきたいと思います。

元々、前回も申し上げましたけれども、今回のこの大学の法人化という問題が、大学の改革という視点ではなくて、行政改革から出たというところに私はむしろ疑問というよりも憤りを実は感づいているものでございます。

その中で、その中で、先般から申し上げ、また仕組み自体がそうなつているんだというお話をございましたけれども、元々、国家公務員法という法律は極めて重要な意味を持つた法律であつてこの法律の規定というのは法律の総則の第一章の

中でも書いてございますように、「この法律の規定が」、「これは「従前の」となっておりますけれども、「従前の法律又はこれに基づく法令と矛盾する」又は「触する場合には、この法律の規定が、優先する。」というふうに国家公務員法はなつているわけであります。

そういう状況の中で、今回、十三万人になんなんとする国家公務員の皆さん方、一般職の皆さん方を公務員でなくするということが、どういう法律の規定によつてこれが行われるのか、ここがさつぱり分からんんです。どこにその法律、書いてあるのか、これを大臣、お答えをください。

○國務大臣(遠山敬子君) 端的に何が法的根柢かという御質問とらえさせていただきますと、それは国立大学法人法案附則第四条でございまして、ここにおいて、法人成立の際、現に国立大学の職員である者は引き続き国立大学の職員となるものとの規定を設けていたところでございます。

国立大学法人化は、法制的にも国の財政措置を前提といたしますとともに、現在の国立大学の権利義務を引き継ぎ、かつ、大学としては法人化以後で同質であると規定されているところでございます。したがいまして、現在の国立大学の教職員は、法人化後も引き続いて国立大学法人の職員として教育研究や組織運営に当たることが妥当であるわけでござります。そのために承継の規定が設けられているわけでございますが、この規定は、国家公務員としての身分がなくなるのと同時に、国立大学法人の職員としての身分を取得するという法的効果を持つものでございまして、これによつて国立大学の職員は雇用が保障され、就業規則等によつてその処遇は保障されることになつてゐるわけでございまして、引き続き国立大学の業務に従事するということになるわけでござります。

このようすに国立大学法人の職員が非公務員となる、非公務員というのは民間人ではございませんが、非公務員という方でございまして、これによつて国立大学の職員は雇用が保障され、就業規則等によつてその処遇は保障されることになつてゐるわけでございまして、引き続き国立大学の業務に従事するということになるわけでございます。

なくして国立大学法人法案の規定によるものでござります。このような法的仕組みは既に他の法律によつても用いられているところでござります。

○西岡武夫君 よく先行独立行政法人というお話をありますけれども、私が今問題にしているのは、国立大学の国家公務員たる一般職の皆様方の身分が何を根拠として剥奪され得るのか、それをお聞きしているんです。

○政府参考人(玉井日出夫君) 他の非公務員型の独立行政法人、例を少し申し上げさせていただきますと、これは……

○西岡武夫君 それは聞いてない。それは聞いてない。

○政府参考人(玉井日出夫君) そういう法的仕組みと同じであつて、今回、国立大学法人法において同様の仕組みを取らせていただいたわけでございます。

さらに、国家公務員法との関係をもう少し申し上げますと、確かに国家公務員法は職員の身分を保障しているわけでござります。国家公務員法第六十一条また七十五条等があるわけでございますが、それらはいずれも任命権者が行使する職員を免職する権限について合理的な制限を設け、職員の身分を保障するという国家公務員法の体系の中で処分についての定めでございます。今回の国立大学の法人化に伴う職員の承継は、この任命権者がその権限の行使として行う、つまり処分として行うものではなくて、法律の規定によって直接職員の身分を切り替えるものであります。それは国の機関としての国立大学の職員の雇用を保障して国立大学法人の職員として承継するものでございます。

また、先ほど来申し上げていますように、同様の觀点から、承継職員については、年金、健康保険制度について引き続き国家公務員共済組合法の適用があるということは御理解賜りたいと思いま

○西岡武夫君 そういう同じ答弁を何回もなさるのは時間の無駄でございますからおやめをいただ

す。

私が質問しているのは、国家公務員という身分を喪失するわけですから、移行するからいいんだと、全部を国立大学法人に雇用するんだから問題ないじやないか、そんな問題じゃないでしょ、大臣。国家公務員として十三万人の皆さん方が就職をされ、その国家公務員の身分を何の理由もなくこの法律でぱつと奪われちゃうという根拠はどこにあるんですか。国家公務員法自体は全然変わらないじやないです。どうお考えですか。

○國務大臣(遠山敦子君) 法律的な説明につきましては先ほど来お話をしているとおりでござります。これは、國家公務員法というものの適用を外すといいますか、身分を失うと同時に新しい法人の職員となるということでございまして、これは正にそのことを現在お願いしている法律案の中です。規定をするわけでございます。その意味におきましては、特別といいますか、これから成り立させていただく法律においてその身分というものがしっかりと保たれるという形になるわけでござります。

○西岡武夫君 大臣、私がお尋ねしているのは、国家公務員の身分を失わしめるということがどの法律にどう書いてあるか、これをお尋ねしているんです。お答えください。大臣。

○政府参考人(玉井日出夫君) 御指名でござりますので、恐縮でございますが。

どの法律にということは、先ほど来お答え申し上げております……

○西岡武夫君　書いてない。――に書いてないんで
だから。
○政府参考人(玉井日出夫君)　国立大学法人法において、その仕組みとなつてゐるわけでございまして、少し、法の仕組みをちょっと御説明を恐縮でございますがさせていただければ、これは、独立行政法人の場合に、少し申し上げますと、独立行政法人の場合には、通則法におきまして、ここは

そもそも国の機関から法人格を持つて離れますので、国の機関から法人格を持つて離れるということは、もう国家公務員、あくまでも国の機関の職員というの大前提でできている法の仕組みでございます。したがって、そこを離れるということは国家公務員ではなくなるわけでございます。

では、なくなる職員を承継するかどうか、どういう身分を与えるかは、この職員が離れる法律をもつて規定をするわけでございまして、したがつて独立行政法人のうちの公務員型につきましては、その個別法におきましてこれは特定独立行政法人とする、すなわち国家公務員の職員、国家公務員とするという身分を改めて付与していると、こういう仕組みになつていて離れるわけでござりますから、非公務員型に当然なつてくるわけであります。

では、その身分をどうするかということで、これは承継職員として国立大学法人法においてその身分をちゃんと承継していると、こういう法的仕組みになつていて離れるわけでござりますので、どうぞ御理解を賜りたいと存じます。

○西岡武夫君 今の御答弁は全然私の質問に答えていただいておりません。大臣にお答えをいたさたい。国家公務員でなくなつてしまふ、その根拠がどこにあるんですかとお尋ねしているんです、法的根拠が。国家公務員法にも何にも書いてないじゃないですか。

私が前回、犬がしつぽを振るのは当たり前だけれども、しつぽで犬を振るということが法律でよくある、私もやつたことがある、そういう法律を作つたことがあると申し上げました。大臣はよく意味が分からないとおっしゃいましたけれども、私が申し上げているのは、しつぽもなくて犬を振つているじゃないですか。それはどこに根拠があるんですか。大臣、お答えください。

○國務大臣(遠山敦子君) どれがしつぽでどれが犬かという議論は難しいので避けますけれども、

国立大学の法人化、これは現在、国の施設など機関と位置付けられて いる国立大学、これは文部省の行政組織の一部であるわけですが、それを国とは独立をした国立大学法人とするということございまして、國から独立した法人格を持つ組織の職員といいますものは、特に法律で規定しない限り國家公務員とならないわけでござります。国立大学法人の役職員についても国家公務員とではないということを新たな法律において規定をさせていただこうとしているわけでござります。たがいまして、国立大学法人の役職員の身分については、法律上、当然ながら非公務員となるわけですが、しかしこのことについては、国立大学法人法案の附則第四条、ここにおいて承認する規定を設けて いるということでござります。したがいまして、これは法制上の考え方といいますか、国家公務員たる者が、行政の機関としての組織の一員であることから、新たに設立をされる、新たに作られる法人格を持つ法人といふものに引き継いで、組織が移行するときに身分も承継する、そういう法体系をもつてこの身分が保障されると、そういう形になるわけでございまして、これは十分な法制上の議論、検討というものがな

○西岡武夫君 それでは、大臣、国家公務員法をなぜ改正、いじらなかつたんですか。

○國務大臣（遠山敦子君） 今日、ずっと統いてお

るでございまして、その点については御理解をいただきたいと存じます。

ります法人化の議論といいますものは、国家の、
国家行政組織の機関であるものから新たに法人格
を与えるというものでございます。それは、国家公務員法
上の職員というものではなくて新たな注
人の職員となるというものでございまして、別の
法律に基づいてその根拠を持つとということでお
いますので、国家公務員法 자체の改正というよりは、
新たに法律を国会の意思においてお決めいた
だくということにおいてその身分がしっかりと継
承されていく、そういう関係になるというふうに

卷之三

武夫君 私は、昨年でございましたか、大

臣に、やはりこの問題を法案ができる前に十分議論しようと、これは前委員長にもお願いをしてしまって、法案ができてしまつて国会に出てしまつて多数決でぼんぼんつて通つてしまふような事柄ではない。これはないということで、事前にそういうことを一年以上前から私はこの委員会でお話をしてきたところでございますけれども、今の大臣の御答弁というものは、私は、大臣も、途中でこういう問題が大きな流れとして起つてきて、その途中で大

臣になられたから、大臣もお氣の毒だと初め申し上げていたんです。しかし、今の御答弁ですと、もうお氣の毒でも何でもなくなつてくるんです。私は、国家公務員として十三万の方が就職をされたわけですね、そして国家公務員というのは本当に全体の奉仕者としての大きな使命を持つておられる、それだけにいろいろな制約もある、しかし身分保障はきちっとしている、それは何によつて奪われるのか、法的根拠は何なのかと。だから私は大としつぽの話をしたんです。この法律はしつぽにもならないじゃないか、何の関係もないじやないか、国家公務員法を何にもいぢつてい

ないじゃないかと。現に、ここに独立行政法人の中の特定独立行政法人の役員についてはちゃんと規定しているじゃないですか、国家公務員法に。どういうことですか。

機関から離れる。離れると、当然、国の機関の職員ということが国家公務員法のそもそも大前提でございますので、国家公務員法ではなくなるわけですが、しかしながらどういう形に身分を与えるかというのは、次のその新しいそれぞれの法律が決めねばならない。そこで西岡先生御指摘の、独立行政法人通則法は、要はその第二条のところで、特別な国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいふ、つまり独立行政法人の個別法で国家公務員と

してその身分を与えるかどうかをその法律で規定をすると、こういう仕組みにそもそもなっているわけでございます。

したがつて、既に独立行政法人になつて公務員型になつてゐるものにつきましては、その個別法の中で特定独立行政法人とするという規定がそれの個別法に入つております。そして、そのそれが個別法のこの特定独立行政法人とするという意味は、これは通則法の方にございますが、「特定独立行政法人の役員及び職員は、国家公務員とする」、つまり個別法で国家公務員の身分を改めて与えていると、こういう仕組みになつているわけでございます。

したがつて、個別法で国家公務員の身分を与えないと公務員以外の非公務員型の身分となるわけでございます。そして、その承継は、どの独立行政法人においても承継規定を設けることによって雇用の保障をするという仕組みになつてゐるわけでございます。

○西岡武夫君 私はそんなことを質問しているんじゃないんです。国家公務員の身分をどういう根拠で剥奪するのかと。法律を作つたから、これではい公務員ではありませんよと、そんなことできるんですか。しかも、十三万人おられる大学の国家公務員の皆様方に、こういう状況になるよみんなはどうお考えなのか、非公務員型の国立大

学法人の職員になることについて皆さんはどう考

えるか、納得されるのかと、そういう説明はされ

ましたか。

○国務大臣(遠山敦子君) 国立大学法人の職員を

非公務員とした検討経緯といいますものは……

○西岡武夫君 いや、説明されたかと聞いている

んですよ。

○国務大臣(遠山敦子君) これは大事な点でござりますので御説明させていただきたいと思いますけれども、国立大学の法人化については、平成十一年四月の閣議決定などを受けまして……

○西岡武夫君 いや、職員の皆さんに説明されたかと聞いているんですよ。

○国務大臣(遠山敦子君) 文部科学省……

ないんです。

検討を開始した、平成十一年四月の閣議決定など

を受けて検討を開始したわけでございますが、そ

の時点での主な論点と検討の方向性について整理

した際、公務員型ということを一つの考え方として

いたわけでございますが、これはあくまでその時

点で言わば試案として整理したものでございま

す。

その後、更なる検討を行ふることを前提とし

たわけでございますが、平成十二年の七月にス

タートしました国立大学の法人化に関する調査檢

討會議において、法人化を契機とした国立大学の

改革と新生を目指して検討が行われました。その

後、中間報告もあり、またその後に更に公務員

型、非公務員型について極めて熱心な御議論が積

み重ねられたわけでございます。その後に 調査

検討会議におきます更なる検討の結果、平成十四

年三月の最終報告において、法人化後の国立大

学の教職員の身分については、国家公務員法等にと

らわれないより柔軟で弾力的な人事制度を実現し

得るという点で優れた面が多いということから非

公務員型を採用することが適当とされたわけでござります。

そうした経緯をもつて今回の法案をお願いして

いるわけでございまして、大学関係者の十分な御

議論を経た上で法案としてお願いをしているとこ

ろでござります。

松尾総長でございますけれども、この連絡調整

委員会のメンバーとして議論に参加をされており

まして、したがいまして、最終的に非公務員型の

結論が出るまでしっかりと時間をかけて慎重な議

論が重ねられた経緯については熟知されておりま

して、結論につきましても同意をされておるわけ

でございます。また、最終報告につきましては、

国立大学協会としても了承をしておりまして、そ

の最終報告の制度設計に沿つて法人化の準備に入

る旨、平成十四年四月に会長談話が公表されてい

るというところでござります。

こういう経緯でございますので、非公務員型の

結論につきましては国立大学関係者等による合意

が得られたというふうに認識をしておる次第でござります。(発言する者あり)

○西岡武夫君 これは異なることをお聞きするんで

すけれども、それじゃ松尾総長がおつしやったこ

とは、世間話でおつしやったんじゃないですか

よ。この委員会で正式に参考人としてこの法案に

賛成するというお立場で意見を述べられた中で、

それでございますけれども、ここでテーマ別の四つ

の委員会が置かれまして、そのうちの人事制度委

員会の課題としてこの問題が取り上げられ、議論

されたものでございます。同委員会における議論

におきましては、公務員型、非公務員型など様々

な意見に分かれたため、平成十三年九月に公表を

いたしました中間報告では各論併記にとどめまし

て結論を得るに至らなかつたということをございま

す。

この中間報告の以降、四つの委員会の意見の調

整を行ふということで、連絡調整委員会におきま

して引き続き教職員の身分の問題について重点的

に論議をされまして、最終報告の取りまとめの最

後の段階まで真剣な議論が重ねられたということ

でございます。その結果、最終的には諸規制の大

幅な緩和と大学の採用の拡大という法人化のメ

リットを最大限に生かす観点から、事務職員も含

み重ねられたわけでございます。その後に 調査

検討会議におきます更なる検討の結果、平成十四

年三月の最終報告において、法人化後の国立大

学の教職員の身分については、国家公務員法等にと

らわれないより柔軟で弾力的な人事制度を実現し

得るという点で優れた面が多いということから非

公務員型を採用することが適当とされたわけでござります。

松尾総長でございますけれども、この連絡調整

委員会のメンバーとして議論に参加をされており

まして、したがいまして、最終的に非公務員型の

結論が出るまでしっかりと時間をかけて慎重な議

論が重ねられた経緯については熟知されておりま

して、結論につきましても同意をされておるわけ

でございます。また、最終報告につきましては、

国立大学協会としても了承をしておりまして、そ

の最終報告の制度設計に沿つて法人化の準備に入

る旨、平成十四年四月に会長談話が公表されてい

るというところでござります。

そこで、その後、私、直接ではございません

が、一応、先生の真意をお伺いするようになります

ことでお話を、確認を取らせていただいたとこ

ろ、こういうコメントをいただいております。

先日の参考人質疑における発言は、具体的な議

論が始まった平成十一年当時以来、言わば当然の

こととして公務員型しか考えてこなかつたため

に、調査検討会議で具体的なメリット、デメリッ

トの検討を行い、その結果、最終的には非公務員

型が選択されるという私は予想以上に大胆な結

論となつたことに対して、長年この問題に携わつ

てきた者としての感慨を率直に申し上げたもので

あります。このようにいただいておるところであります。

松尾総長でございますけれども、この連絡調整

委員会のメンバーとして議論に参加をされており

まして、したがいまして、最終的に非公務員型の

結論が出るまでしっかりと時間をかけて慎重な議

論が重ねられた経緯については熟知されておりま

して、結論につきましても同意をされておるわけ

でございます。また、最終報告につきましては、

国立大学協会としても了承をしておりまして、そ

の最終報告の制度設計に沿つて法人化の準備に入

る旨、平成十四年四月に会長談話が公表されてい

るというところでござります。

そこで、その後、私、直接ではございません

が、一応、先生の真意をお伺いするようになります

ことでお話を、確認を取らせていただいたとこ

ろ、こういうコメントをいただいております。

先日の参考人質疑における発言は、具体的な議

論が始まった平成十一年当時以来、言わば当然の

こととして公務員型しか考えてこなかつたため

に、調査検討会議で具体的なメリット、デメリッ

トの検討を行い、その結果、最終的には非公務員

型が選択されるという私は予想以上に大胆な結

論となつたことに対して、長年この問題に携わつ

てきた者としての感慨を率直に申し上げたもので

あります。このようにいただいておるところであります。

松尾総長でございますけれども、この連絡調整

委員会のメンバーとして議論に参加をされており

まして、したがいまして、最終的に非公務員型の

結論が出るまでしっかりと時間をかけて慎重な議

論が重ねられた経緯については熟知されておりま

して、結論につきましても同意をされておるわけ

でございます。また、最終報告につきましては、

国立大学協会としても了承をしておりまして、そ

の最終報告の制度設計に沿つて法人化の準備に入

る旨、平成十四年四月に会長談話が公表されてい

るというところでござります。

そこで、その後、私、直接ではございません

が、一応、先生の真意をお伺いするようになります

ことでお話を、確認を取らせていただいたとこ

ろ、こういうコメントをいただいております。

先日の参考人質疑における発言は、具体的な議

論が始まった平成十一年当時以来、言わば当然の

こととして公務員型しか考えてこなかつたため

に、調査検討会議で具体的なメリット、デメリッ

トの検討を行い、その結果、最終的には非公務員

型が選択されるという私は予想以上に大胆な結

論となつたことに対して、長年この問題に携わつ

てきた者としての感慨を率直に申し上げたもので

あります。このようにいただいておるところであります。

松尾総長でございますけれども、この連絡調整

委員会のメンバーとして議論に参加をされており

まして、したがいまして、最終的に非公務員型の

結論が出るまでしっかりと時間をかけて慎重な議

論が重ねられた経緯については熟知されておりま

して、結論につきましても同意をされておるわけ

でございます。また、最終報告につきましては、

国立大学協会としても了承をしておりまして、そ

の最終報告の制度設計に沿つて法人化の準備に入

る旨、平成十四年四月に会長談話が公表されてい

るというところでござります。

そこで、その後、私、直接ではございません

が、一応、先生の真意をお伺いするようになります

ことでお話を、確認を取らせていただいたとこ

ろ、こういうコメントをいただいております。

先日の参考人質疑における発言は、具体的な議

論が始まった平成十一年当時以来、言わば当然の

こととして公務員型しか考えてこなかつたため

に、調査検討会議で具体的なメリット、デメリッ

トの検討を行い、その結果、最終的には非公務員

型が選択されるという私は予想以上に大胆な結

論となつたことに対して、長年この問題に携わつ

てきた者としての感慨を率直に申し上げたもので

あります。このようにいただいておるところであります。

松尾総長でございますけれども、この連絡調整

委員会のメンバーとして議論に参加をされており

まして、したがいまして、最終的に非公務員型の

結論が出るまでしっかりと時間をかけて慎重な議

論が重ねられた経緯については熟知されておりま

して、結論につきましても同意をされておるわけ

でございます。また、最終報告につきましては、

国立大学協会としても了承をしておりまして、そ

の最終報告の制度設計に沿つて法人化の準備に入

る旨、平成十四年四月に会長談話が公表されてい

るというところでござります。

そこで、その後、私、直接ではございません

が、一応、先生の真意をお伺いするようになります

ことでお話を、確認を取らせていただいたとこ

ろ、こういうコメントをいただいております。

先日の参考人質疑における発言は、具体的な議

論が始まった平成十一年当時以来、言わば当然の

こととして公務員型しか考えてこなかつたため

に、調査検討会議で具体的なメリット、デメリッ

トの検討を行い、その結果、最終的には非公務員

型が選択されるという私は予想以上に大胆な結

論となつたことに対して、長年この問題に携わつ

てきた者としての感慨を率直に申し上げたもので

あります。このようにいただいておるところであります。

松尾総長でございますけれども、この連絡調整

委員会のメンバーとして議論に参加をされており

まして、したがいまして、最終的に非公務員型の

結論が出るまでしっかりと時間をかけて慎重な議

論が重ねられた経緯については熟知されておりま

して、結論につきましても同意をされておるわけ

でございます。また、最終報告につきましては、

国立大学協会としても了承をしておりまして、そ

の最終報告の制度設計に沿つて法人化の準備に入

る旨、平成十四年四月に会長談話が公表されてい

るというところでござります。

そこで、その後、私、直接ではございません

が、一応、先生の真意をお伺いするようになります

ことでお話を、確認を取らせていただいたとこ

ろ、こういうコメントをいただいております。

先日の参考人質疑における発言は、具体的な議

論が始まった平成十一年当時以来、言わば当然の

こととして公務員型しか考えてこなかつたため

に、調査検討会議で具体的なメリット、デメリッ

トの検討を行い、その結果、最終的には非公務員

型が選択されるという私は予想以上に大胆な結

論となつたことに対して、長年この問題に携わつ

非常にショックを受けました。それは、一に人事の交流活性化の問題ですと。聞くところによりますと、今、文部科学省本省に全国的に動く人が三百人おられると聞いておりますし、大学の現場に千二百人ぐらいいると聞いております。その人たちといつも話しながらやっていますが、しかし、今度は法人の長が当然人事権を持つわけですから、私がその人の立場になりますと、入ったときの約束と違うわけですね。入ったときは、全国を回って力を付けて偉くなつていこうと、こうお考えになつていたのが、ある日突然、これはこのとおり読みますが、変な総長、学長のところへ行つたら絶対辞められなくて動けなくなるということでは、これは約束が違いますね。ですから、やはり人事が活性化を持つて動くような工夫をしていく必要があると。それで今、国大協ではどういうシステムが考えられるかということを今生懸命議論している最中です。しかし、何とかしなければならない。同時に、文部科学省の方にもそれは真剣に考えてもらいたいということを申し上げております。こういうふうにおつしやつておるわけでありますから、この法人化を否定されているというふうに私は思えないわけであります。

○西岡武夫君 私はそういうことを申し上げているんじゃないんです。

委員長、これ、理事会でよく御相談いただいて、善処してください。（発言する者あり）

○委員長（大野つや子君） 遠山文部科学大臣。（発言する者あり） お静かに願います。

○國務大臣（遠山敦子君） 先ほど来御説明しておりますのは、御本人のこの委員会における質疑そのものについての、何か私どもが勝手に解釈しているということでは全くございませんで、その事実を基に御本人にも確かめて、その結果を御報告しているわけでございます。（発言する者あり）

したがいまして、西岡委員の方から、その質疑に、参考人の意見について私どもが勝手な解釈をしているとか、そういうことでは全くございません。（発言する者あり）

○政府参考人(遠藤純一郎君) 前回こういう問題になりましたので、私どもの担当官から松尾先生に直接聞いたことにつきまして、今内容を御報告をしたわけでございます。(発言する者あり)

○委員長(大野つや子君) 遠藤高等教育局長。(発言する者あり) お静かに願います。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 松尾参考人の発言を、先ほど副大臣が速記録を読ませていただきましたけれども、ここでもやはり事務職員の人事交流の活性化の問題というのを非常に松尾先生は心配しておったということで、その点について今後、国大協、そして文部科学省の方でしっかりととしたシステムを考える必要があると、こういうふうにとを申されておるというふうに理解をしておるわけでございまして、非公務員型についてこの時占で反対であるということではないというふうに私も理解しております。

○西岡武夫君 私はそういうことを質問しているんじゃないんです。

今、私が今までおる質問申し上げているのは、一般職の皆さん方のことをお話ししているんであります。そして、松尾総長がおっしゃったのも一般職のことで、別にこの法案に反対だと、賛成の立場で参考人で来られたんですから。その賛成をされている松尾総長が、一般職の皆さん方が非公務員型になるということは自分も予想外であったとおつしやつたと、それを申し上げているんですけど。これをお取消しなつたといふことなら別ですか。されども、文部省は、文部科学省は何で参考人の先生の代弁をしなきやいけないんですか。おかしいじゃないですか。

○副大臣(河村建夫君) 今、西岡委員御指摘の点について、さきの委員会でそういう御指摘がございましたので、私どもはその場におりませんでしてから、先生が、先生がこの法人化に、非公務員化に私は反対をされて、まさかそんなことはないと思うけれども、そうじやないかという思いをあら。これをお取消しなつたといふことなら別ですか。されども、文部省は、文部科学省は何で参考人の先生の代弁をしなきやいけないんですか。おかしいじゃないですか。

皆さんの交流についてこれからどうすればいいのかということを非常に心配をされたわけあります。

そのことについては、これは大学協会の中に入り、そして今までのノウハウもあるわけでありますから、文部科学省がこれまでやつてきた人事交流もありますから、そういうのに倣つて人事交流はできるということで、それがもう完全できないということになると、それはそういう指摘があつてこれは大変だということでしょうかけれども、これは不可能じゃない、可能性のあることですから、それを踏まえてデメリット、メリットを考えたときに、非公務員化にするという決定については、これは先生も言われているように、その立場におられておつて理解をされておるわけでありますので、私は、そういうことで今回のこの法案をこういう形でお出しして、皆さんの意見を聴いて、この点に気を付けねばいいんだなということが確認をされたわけでありますから、その点については大学協会側と十分協議をして、今、大学協会もいろいろ研究をされておると思いますが、その方向でやつていただきたいと、またいけるものだと、このように考えておるところであります。

(発言する者あり)

○委員長(大野つや子君) 玉井総括審議官。(発言する者あり) 静かにしてください。

○政府参考人(玉井日出夫君) 調査検討会議、平成十二年にスタートしたわけでございますが、その中で、松尾先生も中にお入りになつて御議論が進められました。

この調査検討会議における検討におきましては、この中間報告及び報告書にもござりますように、教員のみならず事務職員等を含めて公務員型、非公務員型と比較するなどの検討が行われ、その結果、国家公務員法等にとらわれない、より柔軟で弾力的な採用方法や給与体系、勤務時間体系が可能になるなど、事務職員についてもより彈力的な人事制度を実現し得るという点で、非公務員型の方が公務員型よりも優れた面が多いことか

○委員長(大野つや子君) それでは、速記を止め
てください。

〔速記中止〕

○委員長(大野つや子君) 速記を起こしてください。

○副大臣(河村建夫君) 繰り返して申し上げるよ
うで恐縮なんですけれども、西岡先生、前委員会
から引き続いてこの問題を取り上げておられまし
たから、この間、やっぱり我々としては、あの当
時あそこに、現場にいなかつた者としては松尾先
生の真意をやっぱりお聞かせをいただかなぎやな
らぬ、こう思つてお聞かせをいただいた結果を今
お話ししたわけでございまして、その結果は確
かに非公務員化されるための一般の職員の皆さん
の人事交流、この活性化のことについては懸念が
あるとおっしゃつておったわけでありますから
このことについては、これまでの文部科学省が
やつてきた人事交流、大学側が、協会側が受皿に
なつて一体となつてやつていただく方法というの
はこれは可能でありますから、そういう形でこの
問題を御理解をいただける、また大学協会側もこ
のことをそういう形で、お認めをいただい
たものでありますからそういう形で進めておるわ
けでございますし、いわんや教官については全く
問題ないということでありますから、そくななる
と、大学は、一体化を進める上でメリット、デメ
リット、そういうことを考えたときに、この非公
務員型でいこうということが決まったわけござ
いまして、そういうことで是非御理解を賜りたい
と、このように思います。

○西岡武夫君 私が先ほど来申し上げているの
は、松尾総長がこの委員会にお見えになつて、こ
の法案を賛成する立場で御意見を述べられたと、
その述べられた中でござえ、非公務員型になるとは
思わなかつたと、その場でおっしゃつたんですか
いります。

ら。当時という言葉はありませんでした。それは自分としては意外だったというお言葉が、ちょっとと言葉のあれは正確でありますけれども、これはどういうことなのかということを私は申し上げているわけです。

しかし、委員長の御采配で理事会も何も開けないようでございますから、何でこれだけ、百年に一遍、これから二十一世紀の日本の知の中心である大学をこれだけ大きな改革をするのにそんなに急ぐのかと。私は与党の皆さん方にも申し上げたいと思うんですけれども、これだけのことをやつて、後世に対してどういう責任を持つのか。私は、このように深く、私自身も責任を強く感じてこうしてあえて質問を申し上げているわけでござりますけれども、元々独立行政法人ありきでこの問題が始まつたところに大きな問題がある。

ですから、自由民主党の皆さん方の間でも相当な論議がこれには尽くされたはずであります。私に同僚と、かつての同僚、今でも同僚でございますけれども、親しい、当時一緒に仕事をした人々の皆さん方からもそういう意見をたくさん聞いてまいりました。それだけ問題がある。それでも、行政改革という大波の中で大学をここまで持つてしまつたという責任が私は小泉内閣にある、そしてそれを所管する文部科学大臣以下、文部省全体にその責任があると思うんです。

その中で、あえて私は一般職の皆さん方、十三万人の皆さん方が、全体の奉仕者として自分は一生をささげようと思つてそれぞれ国立大学に就職をされたと。その方々の身分を、先ほどからお話を聞いておりますと、全然、法律的な根拠というものは、新しい法律を作つたというだけであつて、国家公務員法も何にもいぢらないで、ある日突然、国家公務員でなくなりましたと、こんな無責任なことをしていいのかということを私は先ほどからくる質問をしているわけです。しかし、お答えがないんです。誠におかしなことだな。

大臣もかつて国家公務員だったんだから、どうお考えなんですか、これ。先ほど私が質問をし

まして、一般職の国立大学の職員の皆さん方に一體説明をしたんですかと。職員組合もあるんですね。一回でもなさつたんですか。それにお答えになつていないです。

松尾名古屋大学の総長の問題は、今日、何が何でも採決をなさるうという構えの委員長のようございますから、追つて理事会でというのはどういうことになるのか分かりませんけれども、これは留保いたします。

大臣、お答えください。

○國務大臣(遠敷敦子君) まず、日本の未来の知識を作る大学、その大学の設置形態の変更ということでございまして、大変大事だという点は全く同感でございまして、それゆえにこそ私どもも大変心を用いて今回の法案を提出をさしていただきているわけでござります。それが一点。

それから、経緯について、行政改革だというふうに断じられましたけれども、これは前回もお答えいたしましたが、そのようなものではないわけでもござります。元々この議論、国立大学の法人化の話は昭和四十年代の半ばから議論をされて、今の文部科学省の行政組織の一部では十分な自主性、自律性が發揮できない、これを一体どういうふうにしていくかということにおいて様々な議論も重ねられ、また臨時教育審議会においても議論を上げてもらいたい。そうした思いを込めて今回の法案の準備をしてまいつたところでございました。

そういうことも前提にした上で、政府の中において行政改革ということももちろんあつたわけでございますが、明快にそこは平成十一年の四月、閣議決定、これは有馬先生が文部大臣のころでられたと思いますが、そこにおいて、私は、極めて政府としては見識ある決断をしたというふうに考へておるわけでございます。つまりそれは、国立大学の独立行政法人化の問題を単なる行革の観点ではなくて、大学の自主性、自律性を尊重しつつ大学改革の一環として検討するという方針が確認されたわけでござります。

これを一つの新たな出発点として、それから様々な大学人あるいは有識者、国立、公立、私立

の関係者も含めて真剣な議論が闘わされたわけでございます。その検討の結果が平成十四年三月に報告書として出たわけでございまして、今回の法案といいますものは、公務員型・非公務員型のどちらがいいか、そのことの最終的な大変な議論があつたということももちろん含まれた上で、そういう全体としての検討会議の報告というものにほとんど乗つかつて法案を作らせていただいているわけでございます。

私どもしましては、大学人の真剣な検討が十分に行われて、その中にはそれぞれの大学においての学内の議論もあつたでございましょうし、そいつた大学人の真剣なる検討の上に立つてこそ今回の法案としてお願いをしているというふうに考えているところでございます。その意味におきまして、これから日本、特に国立大学の使命と今後の法典としてお願いをしているというふうに断じられましたけれども、これは前回もお答えいたしましたが、そのようなものではないわけでもござります。元々この議論、国立大学の法人化の話は昭和四十年代の半ばから議論をされて、今の文部科学省の行政組織の一部では十分な自主性、自律性が發揮できない、これを一体どういうふうにしていくかということにおいて様々な議論も重ねられ、また臨時教育審議会においても議論を上げてもらいたい。そうした思いを込めて今回の法案の準備をしてまいつたところでございました。

今後、そういう高い理想が実現されますように、是非とも西岡先生の高い御見識をもつて、私どものこうした理念、恐らく理念においては共通するものが多々あるというふうに思うわけでございまして、そうしたことの実現に向けてしっかりと歩みを始めさせていただきたいと思うところでござります。

○西岡武夫君 私はそんなことをお尋ねしているんじやないんですよ。一般職の皆さん方に説明をされたのかと、意見を聽かれたのかと。どうなんですか。一言、もう時間ないんですから。大臣にお聞きしているんです、委員長、大臣に。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 非公務員型にという方向が出ました調査検討会議の最終報告等につきましては、国立大学の学長会議等での非公務員型の件も含め御説明をしたところでございまして、それぞれの大学におきましてまた学長が説明をしておるというふうに私どもは理解しておるわ

けでございます。

○西岡武夫君 それでは、文部科学省としては、大学の一般職の皆さん方には、こんな大きな、国家公務員でなくなつちやうという身分の大変な変更、私は法的根拠がなくてこんなことができるところがいいんですけれども、それを全然お話しになつただけなんですね。いや、もういろいろお話しにならぬで、あと三分しか、一、三分しかありませんから。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 学長のみならず事務局長あるいはいろんな部長の会議、その他あらゆる国立大学の関係者の会議におきまして御説明をし、意見も聞いておるところでございます。

○西岡武夫君 職員組合に對して説明をされ、意見を聽取されましたか。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 職員組合にも説明をしております。職員団体に、職員団体に對して説明をしております。

○西岡武夫君 私のところにたくさんのメール等々意見が来ておりますけれども、職員団体の皆さん方が全然聞いていないとおっしゃつているんです。どういうことですか。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 職員団体の代表者が文部科学省に来た際に御説明をしたということをご存じます。

○西岡武夫君 その代表者は賛意を表されたんですか。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 御説明をしたといふことでござります。

○西岡武夫君 少なくとも私の経験では、これだけのことをやる場合に、もっと細かく丁寧に關係の皆さん方に周知徹底をし、賛同を得ていくことが必要だと思います。

これはもう時間もあと一分になりましたから、私の持ち時間あと一分でございますから、最後に一つだけ申し上げておきたいことがございます。これは、次の委員会開いていただければ更に統一されますけれども、今回の独立行政法人化の問題と

国立大学と違うところというのは、午前中の質疑でも何回も話が出ておりましたように、今回の法律の第三条で国立大学については他の独立行政法人とは違うんだということをしきりにおっしゃつておりますけれども、この三条だけがそのよりどころなんですか、大臣。

○国務大臣(遠山敦子君) 三条は最も基本的な、国立大学の特性というものを配慮すべしというところでございますけれども、それは様々な点が他の独立行政法人と違うわけでございます。

一番分かりやすいのが中期目標、中期計画の立て方でござりますけれども、中期目標については、他の独立行政法人につきましてはそれぞれ所管大臣が決定をするというわけでございますけれども、国立大学法人につきましては大学の意見を事前に聴く、そして大学のその特性に十分配慮する等の義務が法律上明確に書かれているところでございますし、また学長の選任の在り方につきましても、他の独立行政法人とは全く違う手法を明確に法律の中に盛り込んでいるところでございます。会計上の問題もそうでございまして、様々な点で正に大学の自主性、自律性というものが現在よりより一層保たれるようになつて配慮で、様々な点での、法律上その制度の違いといいますものを明確にしているところでございます。

特に評価の点につきましても、国立大学法人評価委員会というのを別途設けて、これは正に国立大学の特性というものに配慮して他の独立行政法人とは全く違う組織というものを作ります。しかも、そこにおける評価におきまして、教育研究活動という言わば大学の本命、その部分については外の機関でございます大学評価・学位授与機構が担当をするということが明確になつていてるわけでございます。

その他、様々な点において他の独立行政法人とは違つ、正に大学の特性というものを十分に配慮をして制度設計をした形で今回法案をお願いし、国立大学法人として力強くその自主性、自律性を發揮してもらうようにということで法案を提出さ

せていただいているところでございます。

私がいたしましては、この法案、成立させていただきまして、日本の国立大学が本当に力強く本

ただいまして、日本の国立大学が本當に力強く本

人とは違うんだということをしきりにおっしゃつておりますけれども、この三条だけがそのよりど

ころなんですか、大臣。

○西岡武夫君 時間が参りましたから終わります
が、委員長にお願いを申し上げます。
これだけ先ほど来申し上げたように大変重要な、日本の将来にとって場合によつては大変悪い影響も与えかねない、そういう法案について、もっと私は逐条審議もお願いしたのでございますけれども、それは意見は入れられませんでしたけれども、こういう形で法案が仮に今日採決されようとするのであれば、極めて大きな禍根を残すであろうということを申し上げて、私の質問を終ります。

○委員長(大野つや子君) この際、委員の異動について御報告いたします。
本日、扇千景君が委員を辞任され、その補欠として森元恒雄君が選任されました。

○委員長(大野つや子君) 他に御発言もないよう

ですから、六案に対する質疑は終局したものと認めます。

国立大学法人法案の修正について佐藤泰介君が

ら発言を求められておりますので、この際、これ

を許します。佐藤泰介君。

○佐藤泰介君 国立大学法人法案に対する修正案の提案理由説明。

私は、民主党・新緑風会を代表して、国立大学法人法案に対し修正の動議を提出いたします。その内容は、お手元に配付されております案文のとおりであります。

まず、修正案提出の理由について御説明申し上げます。

本法律案は、国立大学について、教育研究の特

立行政法人とは異なる国立大学法人として法人化するものであり、これにより「自律的な環境の下で国立大学をより活性化し、優れた教育や特色ある研究に積極的に取り組む、より個性豊かな魅力ある国立大学を実現することをねらいとする」と

いたしております。

しかし、これまでの審議を通じ、文部科学省を始め、総務省や財務省による広範な関与を可能とする独立行政法人のスキームを根幹部分においてそのまま適用しているため、国立大学法人に対する国の関与はこれまで以上に強くなる可能性が大きいこと、法人内部において教育研究組織や教育研究に携わる職員の意見に対して十分に配慮する

制度となつていいことなど、本法律案が教育研究を使命とする大学の本質を踏まえたものではな

いことが明らかになつてまいりました。

質疑におきましては、運用において十分な配慮を行ふ旨の答弁も繰り返されました。本案は帝

国大学の誕生、新制大学の創設以来の大改革であり、制度の内容については法律に明記し、将来にわたつて懸念を払拭するものでなければならぬものと考えます。

また、審議を通して、各国立大学においては、文部科学省から示された文書に従つて中期目標、中期計画の作成が進められてきていることが明らかになりました。このことは、国立大学法人が自ら主体的に決めるべき中期目標、中期計画につい

て既に文部科学省が強くかかわっていることを示すものであり、国立大学法人の在り方に大きな影響を落とすものであります。

大学は、学問の自由、大学の自治の上に自律的に運営されてこそ教育研究を発展向上させることができるのであり、知の世紀と言われる二十一世紀に、各国立大学法人が自らの主体的努力によって発展することができる制度とするため、本修正案を提出した次第であります。

次に、修正案の主な内容について御説明申し上げます。

まず第一に、法律の目的についてであります。

「学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るために」を「学術研究の水準の向上と自立的な発展を図るため」に改めるものとしております。

第二に、国立大学法人評議会についてである評議会は、評議を適確に実施できる法人又

は学識経験者に必要な調査を委託することができることとともに、評議会の委員は学識経験者のうちから文部科学大臣が任命することといたします。

また、評議に際して国立大学法人に意見の申立ての機会を付与することを義務づけております。

第三に、役員についてであります。

個別に定められている理事数を廃止し、各国立大学法人は十名以内の範囲で理事数を定めることができます。

また、学長選考会議について、経営協議会側委員と教育研究評議会側委員を同数とする要件を廃止するとともに、学長は学長選考会議に参加できぬものとし、あわせて、学長の選考は教育研究に從事する者の推薦を受けた者の中から行うこととしております。

また、文部科学大臣による監事の任命に当たつては、教育研究上の重要な組織の長の意見を聽かなければならぬものといたしております。

第四に、経営協議会及び教育研究評議会についてであります。

また、文部科学大臣による監事の任命に当たつては、教育研究上の重要な組織の長の意見を聽かなければならぬものといたしております。

第五に、業務の範囲等についてであります。

経営協議会の委員の構成について、学外委員を二分の一以上とする要件を廃止するとともに、教育研究評議会の審議事項に、予算の作成及び執行並びに決算に関する事項、重要な組織の設置又は廃止に関する事項を追加することといたしております。

第六に、業務の範囲等についてであります。

国立大学法人は、その業務に関する事業を行う者に出資できることとともに、授業料等に

関しては、文部科学省令で定めるところにより、

国立大学法人が定めるものといたしております。

ります。

中期目標、中期計画は国立大学法人が作成し文部科学大臣に届出ることとし、これに伴い文部科学大臣と財務大臣との協議に関する規定は廃止いたします。

第七に、総務省に置かれる政策評価・独立行政法人評価委員会の評価等に関する規定の適用除外についてであります。

政策評価・独立行政法人評価委員会が行うこととされる国立大学法人評価委員会による国立大学法人の評価結果に対する評価及びこれに関する意見陳述並びに中期目標期間終了時における国立大学法人の事務事業の改廃に関する文部科学大臣への勧告に関する規定は、国立大学法人には適用しないことといたしております。

その他、国立大学法人評価委員会の議事録の公表など情報公開の充実、第三者評価の多元性確保のための資金の確保等について規定いたしているところです。

また、大学共同利用機関法人に関する限りにおいても、国立大学法人と同様の修正を行うこととしております。

以上が、修正案提出の理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(大野つや子君) ただいまの修正案に対し、質疑のある方は順次御発言願います。

○林紀子君 日本共産党の林紀子です。

○委員長(大野つや子君) ただいまの修正案に対し、質疑のある方は順次御発言願います。

○林紀子君 日本共産党の林紀子です。

この中期目標、中期計画を文部科学大臣が定め、認可するのだと言いました。この点についてどのようにお考えになりますか。

○佐藤泰介君 そもそも税金の投入の多少は、予算査定、審議の過程で政策上の必要に基づき内閣、国会において判断されるべき事項であり、行政府が策定する目標、計画の存否とは法律上全く関係ないものであると考えております。

修正案で中期目標、中期計画を届け出ることとしている理由は、大学が作成した目標、計画を広く世の中に周知せしめることを目的としたものであります。広く大学の作成した目標や計画が世の中にも明らかにされることによって、大学に対する税金投入の意義、必要性についての世論の理解もないことといたしております。

その他、国立大学法人評価委員会の議事録の公表など情報公開の充実、第三者評価の多元性確保のための資金の確保等について規定いたしているところです。

深まり、結果として政府における予算査定、国会における予算審議上、予算獲得に大いにプラスの効果を有するものと判断しています。

ちなみに、政府案では一段階にわたって予算が削減される結果になるのではないかと、このように思います。すなわち、まず目標策定、計画認可の段階で予算縮減のための事業抑制の意見が財務省から提出され、目標及び計画上の予算規模が削られられます。さらに、毎年度の予算要求は、抑制された計画で定められた枠内でなされることは過去の歴史が証明している。例えば、国立大学の授業料が財政当局の一方的な意向により引き下げられ続けてきた、逆ですね、失礼しました、引き上げ続けられてきた、そうしてほいものでなく本音が出ますが、引き上げられ続けてきた歴史を見ても明らかであります。

現行制度の下では、それぞれの国立大学が実際にどの程度の予算を真に必要としているかについて知ることは国会ですら不可能であり、文部科学省、財務省が何らの社会的監視なく密室に近い形で一方的に予算査定されているのが現状ではないでしょうか。

民主党案が成立すれば、それぞれの国立大学法人がその目標を実現するためどの程度の予算を真に必要とし、それがいかに社会のために活用されれるかが国会始め広く社会全般に知るところとなることがあります。中期目標、中期計画は、修正案では国立大学法人が作成し、届け出るとしております。我が党も、教育研究に文部科学省の介入を許さないためには届出が当然だと思い、この点は評価いたします。

ところが、本委員会の質疑の中で、文部科学省は、国民の税金をこの国立大学法人に投入するのだから文部省のかかわりが必要だということで、

まして、答弁者も今日の午前中は質疑の中で財政措置の削減ということになるのではないかと大変心配をして質問をなさっていたと思います。私もその答弁をお聞きしておりましたけれども、その答弁では、移行前の予算を上回るというふうには到底思えなかつたわけです。

そして、政府案は国立大学法人の設置者を国ではなくて国立大学法人としているわけですね。ここに国の財政責任を後退させる根本があるのではないかと我が党は考えております。修正案はここには手を触れていないわけですから、この点はどういうふうに考えていらっしゃいますでしょうか。

○佐藤泰介君 設置者が国であることによって必ずしも実質的な財政責任が果たされるわけではないことは過去の歴史が証明している。例えば、国立大学の授業料が財政当局の一方向的な意向により引き下げられ続けてきた、逆ですね、失礼しました、引き上げ続けられてきた、そうしてほいものでなく本音が出ますが、引き上げられ続けてきた歴史を見ても明らかであります。

民主党案が成立すれば、それぞれの国立大学法人がその目標を実現するためどの程度の予算を真に必要とし、それがいかに社会のために活用されれるかが国会始め広く社会全般に知るところとなることがあります。

○山根隆治君 私は、民主党・新緑風会を代表いたしまして、内閣提出の国立大学法人法案に反対し、民主党修正案に賛成する立場から討論を行います。

○委員長(大野つや子君) 他に御発言もないようですが、それから、これより六案並びに修正案について討論に入ります。

○林紀子君 今、その税金投入ということがあり

受益者に対するサービスが向上していく、そんなふうで修正案を提出いたしました。

○林紀子君 大学関係者もそれから國大協も、一番最後まで設置者を是非國にということを言い続けていたということも聞いております。私たちも、やはり國が設置者というところで本当に國の財政、予算というのをきちんと配分される、きちんと付けられる。今まで言っておりましたように、高等教育予算、世界の先進国と比較しても半分に満たない参考人も、それから与党の皆さんも質問の中でもこういうことをおっしゃっておりましたけれども、これはやはり國が財政の責任を負う、國が設置者であるというところが私たちにとって重要なと考へている。そこがこの民主党案と私たちの違ひだと思いますが、御説明が分かりました。

○委員長(大野つや子君) 他に御発言もないようですが、それから、これより六案並びに修正案について討論に入ります。

○山根隆治君 私は、民主党・新緑風会を代表いたしまして、内閣提出の国立大学法人法案に反対し、民主党修正案に賛成する立場から討論を行います。

○委員長(大野つや子君) 本法案は、自律的な環境の下で国立大学を活性化し、個性豊かな大学を育てるというその提案趣旨とは裏腹に、国立大学に対してこれまで以上に陥法案であると言わざるを得ません。

○林紀子君 我々民主党は、国立大学を國の組織から切り離して各々に法人格を与えるという改革の基本思想をそのものを否定するものではありません。むしろ、改革の必要性を大いに認める立場であるからこそ、政府案には多くの問題点が含まれていることを指摘し、改革を真に実のあるものとすべく修正案を提出したのであります。

○山根隆治君 以下、政府案の問題点について改めて指摘をさせていただきます。

まず、各国立大学法人が六年間において達成すべき中期目標について、政府案では文部科学大臣が定め、これを当該国立大学法人に示すとしておりまます。国の組織から切り離して各大学の自主的、自立的な発展を期待することにこそ改革の主眼があつたはずであり、大学運営の正に骨格となるこの中期目標について、文部科学大臣が、しかも財務大臣と事前協議の上でこれを定めるなどとしたことは言語道断であります。あわせて、中期目標において定める事項として教育研究の質の向上に関する事項が掲げられており、これは教育研究の中身に国が関与することを意味し、学問の自由、大学の自治の観点からも断固容認することはできません。

各大學が中期目標に照らしてどれだけ成果を上げることができるかを測る評価の在り方にも重大な問題があります。政府案では、各国立大学は文部科学省に設置される国立大学法人評価委員会の評価を受けるものとされておりますが、この極めて困難な作業であるはずの評価について、その妥当性、透明性等には多くの疑問が残されております。さらに、その評価が運営交付金の多寡にどう影響するかが極めてあいまいなままであることが露呈するに至つては、多くの大学関係者に不安と懸念、失望をもたらしたものであります。

政府案には総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会の関与を示されていますが、その関与の在り方について政府側の答弁が一転三転し、委員会を混乱せしめ、法案提出が政府の拙速だったことを明かしていたと指摘しなければなりません。

また、法案が未成立であるにもかかわらず、本委員会審議を通じ、文科省が各大学に対して事細かな法人化への準備をさせていることも明らかになりました。文科省の国会軽視ぶりが党派を超えて指摘されたところであります。権限の有無にかかわらず、大学に対して細大漏らさず関与しようとする文科省の姿勢の背景には一体何があるのでありますか。いわゆる文科省からの天下り問題につ

いての懸念も何ら払拭されていないのであります。

我々は、このように多くの問題を抱える本法案をこのまま成立させれば、新しい時代に対応したります。我が国の骨格作りの第一歩である教育の礎を築くという責任を果たすことはできません。万感の思いを込めて内閣提出の本法案に反対の意を表明して、私の討論を終わります。

○橋本聖子君 私は、自由民主党・保守新党及び公明党の三党を代表しまして、国立大学法人法律案につきまして、原案に賛成、民主党提出の修正案に反対の討論を行います。

二十一世紀において、国際社会に貢献し、また競争に生き残っていくためには、豊かな人間性を持ち、創造性にあふれた優秀な人材を育て、知的資源とも言える科学技術の研究開発に取り組まなければなりません。

これらの日本を支える人材を育成し、あらゆる分野の学術研究、そして最近では生涯学習の拠点として期待されているのが大学であります。特に、国立大学は日本の未来に対し極めて大きい役割と責任を担っています。その改革なくして二十一世紀の我が国の発展はあり得ないと言つても過言ではなく、大学改革に対する国民の期待は高まっていると確信しております。

このように考えますと、政府提出案は、設置形態を改める法人化により、抜本的な改革を図り、国立大学本来の機能を充実しようとするものであります。

一方、民主党の修正案につきましては、大学運営の基本の方針である中期目標等について国の関与を否定し、経営協議会の半数以上は学外有識者で組織する旨の規定削除などを主な内容とするものであります。

まず、法人化で文部科学省の介入が強まるとの危惧があるようですが、六年間にわたる中期目標の意思を尊重した上で文部科学大臣が定め、中期計画を認可する仕組みとなつております。こうし

た文部科学省の関与は、国立大学法人の運営が国民の税金に依存しているということから、必要最小限の関与と考えます。

また、中期目標、中期計画の決定については、その過程の公表等を通じて透明性が確保されることがあります。公費投入の適正性を担保するためには公正かつ客観的な第三者による評価システムを確立することが必要であり、諸外国でも同様の努力が行われているところであります。

以上のことから、我が国は、人材大国、科学技術創造立国を目指すためには、大学改革を実現することが必要不可欠であり、政府提出案に賛成し、民主党の提出の修正案については反対を表明いたします。

○林紀子君 私は、日本共産党を代表して、国立大学法人法案等関連六法案に反対の討論を行います。

以下、反対する理由を具体的に述べます。反対する第一の理由は、学問の自由、大学の自治を踏みにじるものだからです。本来、各大学が自主的に定めるべき大学の目標を文部科学大臣が定めるなど大学の自主性、自律性を損ない、学問研究の内容にまで詳細に国が関与する仕組みにより、学問の自由が侵害され、基礎研究が危機にさらされるることは明らかです。しかも、文部省に置かれる評価委員会と総務省に置かれる評価委員会の評価によって中期目標・計画の達成度が毎年評価をされ、その結果が予算配分に直結するだけでなく、文部科学大臣が中期目標期間終了時には廃止を含めた所要の措置を講ずるなど大学の生殺与奪を文部科学省が握ることになり、我が国の学問と研究がゆがめられ、知の発展基盤を損なうことになります。

第二の理由は、学校教育法上の設置者を国から法人に転嫁することで財政責任を後退させるからです。授業料は現在でも世界一と言われる高負担となっています。法人化で現在の額を標準にして値上げは避けられません。

第三の理由は、学内構成員の大学運営への参加を極めて限定的なものにする一方で、大学運営の中心に学外者の登用を義務付け、学長のみが教学、経営両面を一手に主宰することで大学の自治を形骸化させるからです。学外者には文部科学省関係者も対象とされており、これでは高級官僚の天下り先を提供することにしかなりません。

法案審議の中で政府・文部科学省の国会を無視したやり方は余りにも異常でした。来年四月一日の国立学校法人化移行を前提に法案の国会提出前から、大学の中期目標・計画の作成作業を始め、新たな会計システム導入、就業規則の作成など法定化への準備作業を始めていることが明らかになりました。政府・文部科学省のこれらの行為は、なりました。政府・文部科学省のこれらの行為は、国会審議を法案を追認させる場としてしか考えていない姿勢の現れであり、国会を冒涜し、国会輕視も甚だしいことを厳しく指摘しておきます。

また、法人化に伴って、国立大学は労働安全衛生法の適用となります。文部科学省がまとめた対策は大学の深刻な実態を反映していないもので、基準を満たすために一体どのくらいの経費と時間が掛かるのかは、何ら明らかにされていません。このままでは教職員、学生、院生の安全と健康を守ることはできず、大学に違法状態をもたらすことには明瞭です。

また、大学評価の在り方、財務問題、国立学校特別会計の債務の問題、大学運営を支える定員外職員の雇用、公立学校教員の給与問題など、ほかの法案にも余りにも多くの問題があると言わなければなりません。

民主党提案の修正案は、中期目標の作成主体を文部科学大臣から大学に変更するなど、大学の自主性、自律性を尊重したものもありますが、国による大学の設置責任、財政責任の法人への転嫁、教職員の非公務員化など政府案が抱えている問題点が抜本的に解決されておらず、残念ながら賛成することはできません。

この法案には大学人の合意はありません。今、法案の徹底審議と廢案を求める声は大学関係者だ

けでなく、国民の間に日増しに強まっています。

この法案は憲法が保障する学問の自由と大学の自治を強つ向から踏みにじる憲法違反の法律であることを強く主張し、反対討論といいたします。

○委員長(大野つや子君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

それでは、これより国立大学法人法案の採決に入ります。

○佐藤君提出の修正案の採決を行います。

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大野つや子君) 少数と認めます。よつて、佐藤君提出の修正案は否決されました。

それでは、次に、原案全部の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大野つや子君) 少数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(大野つや子君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

のと決定いたしました。

次に、独立行政法人メディア教育開発センター法案の採決を行います。

○委員長(大野つや子君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

二、国立大学法人の運営に当たっては、学長、役員会、經営協議会、教育研究評議会等がそれぞれの役割・機能を十分に果たすとともに、全学的な検討事項については、各組織での議論を踏まえた合意形成に努めること。また、教授会の役割的重要性に十分配慮すること。

三、役員等については、大学の教育研究や運営に高い識見を有し、当該大学の発展に貢献し得る者を選任するとともに、選任理由等を公表すること。また、政府や他法人からの役員の選任については、その必要性を十分に勘案し、大学の自主性・自律性を阻害すると批判されること。監事の任命に当たっては、大学の意向を反映するように配慮すること。

四、学長選考会議の構成については、公正性・透明性を確保し、特に現学長が委員になることについては、制度の趣旨に照らし、厳格に運用すること。

五、中期目標の実際上の作成主体が法人であることから、文部科学大臣は、個々の教員の教育研究活動には言及しないこと。文部科学大臣が中期目標・中期計画の原案を変更した場合の理由及び国立大学法人評価委員会の意見の公表等を通じて、決定過程の透明性の確保を図るとともに、原案の変更は、財政上の理由など真にやむを得ない場合に限ること。

六、法人に求める中期目標・中期計画に係る参考資料等については、極力、簡素化を図ること。また、評価に係る業務が教職員の過度の負担とならないよう、特段の措置を講ずること。

七、国立大学の評価に当たっては、基礎的な学問分野の継承発展や国立大学が地域の教育、文化産業等の基盤を支えている役割にも十分配慮するとともに、その活性化が図られるよう、特段の措置を講ずること。

八、国立大学法人法による評価制度及び評価結果と資源配分の関係については、同法第三条の趣旨を踏まえ慎重な運用に努めるとともに、継続的に見直しを行うこと。

九、国立大学法人評価委員会の委員は大学の教育研究や運営について高い識見を有する者から選任すること。評価委員会の委員の氏名や経歴の外、会議の議事録を公表するとともに、会議を開くなどにより公正性・透明性を確保すること。

十、独立行政法人通則法を準用するに当たっては、総務省、財務省、文部科学省及び国立大学法人法案等六法案に対し、自由民主党・保守新党、民主党・新緑風会及び公明党的各派共同提案による附帯決議案を提出いたしました。

十一、独立行政法人通則法第三十五条の準用による政策評価・独立行政法人評価委員会からの国立大学法人等の主要な事務・事業の改廃等の具体的な組織の改廃、個々の教育研究活動については言及しないこと。また、必要な勧告については、国立大学法人法第三条の趣旨を十分に踏まえ、各大学の大学本体や学部評価・学位授与機構法、独立行政法人大学評価・学位授与機構法、独立行政法人大学財務・経営センター法、独立行政法人メディア教育開発センター法及び国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議案を朗読いたします。

十二、運営費交付金等の算定に当たっては、算定基準及び算定根拠を明確にした上で公表し、公正性・透明性を確保するとともに、各法人の規模等その特性を考慮した適切な算定方法となるよう工夫すること。また、法人化の負担とならないよう、特段の措置を講ずること。

十三、学生納付金については、経済状況によつて学生の進学機会を奪うこととならないよう、将来にわたって適正な金額、水準を維持するとともに、授業料等減免制度の充実、独

自の奨学生金の創設等、法人による学生支援の

取組についても積極的に推奨、支援すること。

十四、国立大学附置研究所については、大学の

基本的組織の一つであり、学術研究の中核的

拠点としての役割を果たしていることにかん

がみ短期的な評価を厳に戒めるとともに、

財政支出の充実に努めること。全国共同利用

の附置研究所についてもその特性を生かすこと。

と。また、各研究組織の設置・改廃や全国共

同利用化を検討するに当たっては、各分野の

特性や研究手法の違いを十分尊重し、慎重に

対応すること。

十五、法人化に伴う労働関係法規等への対応に

ついては、法人の成立時に違法状態の生ずる

ことのないよう、財政面その他必要な措置を

講ずること。また、法人への移行後、新たに

必要とされる雇用保険等の経費については、

運営費交付金等により確実に措置すること。

十六、国立大学法人へ移行について、文部科

学省は、進捗状況、課題などを明らかにし、

当委員会に報告を行うこと。

十七、学校教育法に規定する認証評価制度の発

展を通じ、国立大学等が多様な評価機関の評

価を受けられる環境を整備し、ひいては我が

国における大学評価全体の信頼性の向上を図

るため、認証評価が円滑に行われるよう必要

な資金の確保、その他必要な援助に努めるこ

と。

十八、国立高等専門学校については、各学校の

自主性・自律性を尊重し、教育研究の個性化、活性化、高度化が一層進むよう配慮すること。

十九、国は、高等教育の果たす役割的重要性に

かんがみ、国公私立全体を通じた高等教育に

対する財政支出の充実に努めること。また、

高等教育及び学術研究の水準の向上と自立的

な発展を図る立場から、地方の大学の整備・

充実に努めること。

二十、職員の身分が非公務員とされることによ

る勤務条件等の整備については、教育研究の

特性に配意し、適切に行われるよう努めるこ

と。また、大学の教員等の任期に関する法律

の運用に当たっては、選択的限定期制と

いう法の趣旨を踏まえ、教育研究の進展に資

するよう配慮するとともに、教員等の身分保

障に十分留意すること。

二十一、法人への移行に際しては、「良好な労

働関係」という観点から、関係職員団体等と

十分協議が行われるよう配慮すること。

二十二、公立の義務教育諸学校の教職員の待遇

については、学校教育の水準の維持向上のた

めの義務教育諸学校の教育職員の人材確保に

関する特別措置法を今後とも堅持し、国家公

務員に準拠する規定が外されることにより同

法の趣旨が損なわれることがないよう、十分

配慮すること。

二十三、高等教育のグランンドデザインの検討に

当たっては、生涯学習社会の形成の観点か

ら、専門学校を含む高等教育全体について、

関係府省、地方公共団体等とも連携しつつ、

広範な国民的論議を踏まえ行うこと。

右決議する。

以上でござります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げま

す。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大野つや子君) 多数と認めます。よつて、佐藤君提出の附帯決議案は多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、遠山文部科学大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。遠山文部科学大臣。

〇委員長(大野つや子君) なお、六案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇委員長(大野つや子君) 御異議ないと認め、さ

よう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十五分散会

○委員長(大野つや子君) 御異議ないと認め、さ

よう決定いたします。

文部科学大臣が任命する。

5 評価委員会は、会議の議事録を作成し、これ

を公表しなければならない。ただし、独立行政

法人等の保有する情報の公開に関する法律(平

成十三年法律第百四十号)第五条に規定する不

開示情報に該当するものについては、この限り

でない。

第十二条第二項中「別表第一」の第四欄に定める員

数を「十人」に改める。

第十二条第二項第一号中「についての意見(國

立大学法人等が第三十条第三項の規定により文部

科学大臣に対し述べる意見をいう。以下同じ。」

を「中期計画」に改める。

第十二条第二項中「第一号」を「次」に改め、

及び第二号に掲げる委員各同数」を削り、同条

第三項中「監

事は」の下に「当該国立大学の学部、研究科、

大学附置の研究所その他の教育研究上の重要な組

織の長の意見を聴いて」を加え、同項を同条第十

項とし、同項の前に次の二項を加える。

9 第二項に規定する学長の選考は、当該国立大

学の学部、研究科、大学附置の研究所その他の

教育研究上の重要な組織の職員のうち専ら教育

又は研究に従事する者の推薦を受けた者の中か

ら行う。

第十二条中第七項を第八項とし、第六項を第七

項とし、第五項の次に次の二項を加える。

6 学長は、学長選考会議の委員の名簿を作成

し、これを公表するものとする。

第十三条第一項中「前条第七項」を「前条第八

項」に改める。

第十二条第三項を削り、同条第四項第一号中

「についての意見」を「中期計画及び年度計

画」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同

項第二号とし、同項第四号から第六号までを「号

ずつ繰り上げ、同項を同条第三項とし、同条第五

項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条に次の二項を加える。

6 学長は、経営協議会の委員の名簿を作成し、

十九条とし、第五章中第三十七条を第三十八条とする。

第三十六条の次に次の二条を加える。

(資金の確保等)

第三十七条 国は、国立大学法人の教育研究水準の向上を図るため、学校教育法第六十九条の三第二項に規定する認証評価機関による国立大学法人に対する評価が円滑に行われるよう必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。附則第二条第三項中「第十二条第七項」を「第十二条第八項」に改める。

附則第十五条第一項中「第二欄」を「中欄」に改める。

別表第一中「別表第一（第一条、第四条、第十一条、附則第三条、附則第十五条関係）」を「別表第一（第二条、第四条、附則第三条、附則第十五条関係）」に改める。

別表第一の第四欄を削る。

別表第一の備考第四号を削る。

別表第二中「別表第二（第二条、第五条、第十四条、附則第三条関係）」を「別表第二（第二条、第五条、附則第三条関係）」に改める。

別表第二の第四欄を削る。

第六部

文教科学委員会會議録第二十二号

平成十五年七月八日

【参議院】

平成十五年七月十七日印刷

平成十五年七月十八日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局